



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6724/>



EPSON

第82回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

受付開始予定：午前9時

場所 ホテル紅や 本館2階「ルビーホール」

長野県諏訪市湖岸通り2-7-21

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた、なくてはならない会社でありたい。

そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災されましたみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

犠牲になられた方々へのお悔やみを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興を心より祈念いたします。

ここに第82回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。これからもエプソンは、パーパスとして掲げた「省・小・精」にこだわり続け、そこから生み出される大きな価値で、地球環境問題をはじめとするさまざまな社会課題の克服に立ち向かい、人と地球が豊かに彩られる未来をともに実現していきたいと考えております。

株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月



代表取締役社長

小川 恭範

「省・小・精」から生み出す価値で 人と地球を豊かに彩る

エプソンは、豊かな自然や文化に恵まれた信州で誕生しました。

そんな私たちが抱き続けてきたもの、それは「省・小・精」の技術で、人々の暮らしを豊かにしたいという想い、そして、自然の豊かさを守り、未来へつないでいきたいという強い想いです。

これまで世界に先駆けてフロンを撤廃するなど、つねに社会課題に目を向け、誠実に取り組んできました。

そのなかで追求してきたエプソン独自の「省・小・精」。

大きいこと、量が多いことだけが豊かさではない。省くこと、小さくすること、精緻さを突き詰めること、

これこそが、自然環境にやさしく、人々のこころを豊かにできるものだと思っています。

「省・小・精」から生み出す、より大きな価値で、人と地球を豊かに彩っていきたい。

私たちは、そんな想いを実現していきます。

株 主 各 位

証券コード 6724
2024年5月31日
(電子提供措置の開始日 2024年5月25日)

(本店) 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
(本社) 長野県諏訪市大和三丁目3番5号

セイコーエプソン株式会社

代表取締役社長 小川 恭範

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、「議決権行使に関するご案内」および「インターネットによる議決権行使方法」のご案内に従って**2024年6月24日（月曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://corporate.epson/ja/investors/information/meeting.html>



東京証券取引所ウェブサイト

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



ウェブサイトにアクセスし、銘柄名「セイコーエプソン」または証券コード「6724」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」の順に選択してご確認くださいようお願い申しあげます。

株主総会資料掲載
ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/6724/>



敬具

記

1. 日 時	2024年6月25日（火曜日） 午前10時（受付開始予定：午前9時）	
2. 場 所	長野県諏訪市湖岸通り2-7-21 ホテル紅や 本館2階「ルビーホール」	
3. 目的事項	報告事項	1. 第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件

- ・書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類およびご参考（特集・会社概要・株主メモ等）も併せて送付しております。
- ・書面交付請求された株主様へ送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）および会社の支配に関する基本方針
 - ② 連結計算書類の連結持分変動計算書および連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合には、各ウェブサイトにおいて修正前の事項および修正後の事項をお知らせいたします。

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定:午前9時)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2024年6月24日(月)午後5時到着分まで有効】

議決権の行使につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットにより議決権を行使される方へ
議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

【2024年6月24日(月)午後5時受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



スマートフォン等による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 受付時間 9:00~21:00(通話料無料)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

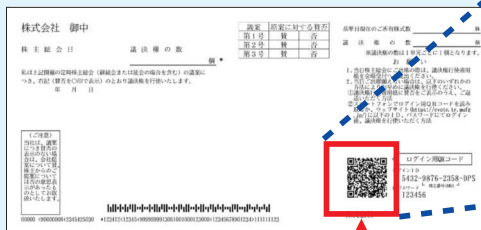
以上

スマートフォン等をご利用の株主様

スマートフォン等での議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォン等にて、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



「ログイン用QRコード」はこちら

2 議決権行使方法を選択する

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択する。

3 各議案の賛否を選択する

画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

画面の案内に従って行使完了です。

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当社の配当方針を踏まえ、1株につき37円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき37円をお支払いしておりますので、年間配当金は74円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金37円 総額12,274,103,832円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月26日

(ご参考)

◆ 当社の配当方針について

当社は、お客様価値の創造を通じて持続的な事業成長を実現し、収益性の向上と経営資源の効率化などにより安定的な資金創出に努め、成長戦略に基づく投資を最優先に行ったうえで、経営環境の変化などに耐え得る強固な財務構造の構築と積極的な利益還元と並行して取り組むことを配当政策の基本方針としております。

この方針に従い、当社の本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益に基づき、中期的には連結配当性向40％程度を目標としたうえで、株価水準や資金の状況などを総合的に勘案し、必要に応じて機動的に自己株式の取得を行い、より積極的な株主還元を図っていきます。

注. 事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

◆ 自己株式の取得について

2024年4月26日開催の取締役会において、取得期間を2024年7月18日から2025年3月31日までとする自己株式の取得（上限金額300億円または上限株数1,700万株）を決議しております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、「環境ビジョン2050」において、「カーボンマイナス」および「地下資源(※) 消費ゼロ」を目指しております。再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の活用を、脱炭素の達成目標に向けた重要なテーマとして位置づけ、今後も継続的な再エネの活用に加え、さらなる自社発電の促進など再エネの普及を推進してまいります。

これらの取り組みによる事業内容の拡大および多様化に対応し、当社グループの事業の現状に即して事業内容をより明確化するため、定款の一部を変更するものであります。

※原油、金属などの枯渇性資源

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売 (2) 産業機械器具および事務用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売 (3) 時計および眼鏡類、その部品および付属品の製造ならびに販売 (4) 測定機械器具、光学機械器具および医療機械器具の製造ならびに販売 (5) 電子部品の製造および販売 (6) コンピュータ用および周辺機器用ソフトウェアの作成ならびに販売 (7) 上記各号の製品に関連する修理および保守サービス業 (8) 第1号から第6号までの製品に関連する回収、再整備、再加工および古物営業法に基づく古物営業 (9) 情報処理および情報提供サービス業 (10) 旅行業、損害保険代理店業および生命保険募集に関する業務、総合リース業、不動産の管理、賃貸および仲介業 (11) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、再生、処理業 (12) 毒物、劇物の製造ならびに販売 ＜新設＞ (13) ＜条文省略＞	第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 ＜現行どおり＞ (13) <u>再生可能エネルギーに関する発電ならびに電力の供給および販売</u> (14) ＜現行どおり＞

第3号議案

監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役全員（6名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、事業領域とコーポレート領域において高い見識と監督能力を有する執行役員が取締役に加わることで、その知見を取締役会において発揮することにより、当社の将来にわたる事業成長と持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、監査等委員でない取締役を1名増員し、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」に準拠しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位および担当	取締役会出席状況
1	おがわ やすのり 小川 恭範	再任 代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2	あべ えいいち 阿部 栄一	新任 執行役員 人的資本・健康経営本部長	—
3	よしだ じゅんきち 吉田 潤吉	新任 執行役員 プリンティングソリューションズ 事業本部長	—
4	よしの やすのり 吉野 泰徳	新任 執行役員 経営戦略本部長 兼 マニファクチャ リングソリューションズ事業部長	—
5	しまもと ただし 嶋本 正	再任 社外 独立役員 社外取締役	9回／10回 (90%)
6	やまうち まさき 山内 雅喜	再任 社外 独立役員 社外取締役	10回／10回 (100%)
7	みやけ かほり 三宅 香	新任 社外 独立役員 —	—

1

お が わ や す の り
小川 恭範

(1962年4月11日生)

再任



所有する当社の株式数

69,471株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)**略歴、地位および担当**

1988年 4月 当社入社
 2017年 4月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長
 2017年 6月 当社執行役員
 2018年 6月 当社取締役
 2018年10月 当社技術開発本部長
 2019年 6月 当社常務執行役員
 同ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当
 2020年 4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、代表取締役社長として、豊富な業務経験と実績を有し、変化の激しい経営環境下において、中長期的な企業価値向上とグループの更なる発展をリードしてまいりました。

組織風土改革を通じてイノベーションの創発を促し、社会への貢献と従業員の幸福の双方を実現するというマネジメントスタイルの実践により、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた優れたリーダーシップを発揮することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2

あ べ え い い ち
阿部 栄一

(1962年10月26日生)

新任



所有する当社の株式数

15,852株

略歴、地位および担当

1985年 4月 株式会社諏訪精工舎（現当社）入社
 2009年 4月 当社人事部長
 2014年 6月 PT. Indonesia Epson Industry President
 2017年 6月 当社執行役員 PT. Indonesia Epson Industry President
 2022年 4月 当社執行役員 人事本部長 兼 健康経営推進室長
 2023年 4月 当社執行役員 人的資本・健康経営本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、人事機能を中心に、本社および国内、海外関係会社での出向経験により、全社と事業の両面からバランス良くグループ全体の経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

コロナ禍での対応や後任プロパー社長の育成等を推進し、現在は、経営戦略と人事戦略を連動させた人的資本経営および健康経営に取り組んでおります。公平・公正に全社最適視点で物事を判断し、常に目責で誠実に取り組む姿勢があり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での経営判断と業務執行に対する監督が可能であり、企業価値向上に向けた貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3

よしだ
吉田じゅんきち
潤吉

(1964年9月27日生)

新任



所有する当社の株式数

10,852株

略歴、地位および担当

1988年 4月 当社入社
 2012年 4月 当社プリンター事業戦略推進部長
 2019年 4月 当社DX推進本部副本部長 兼 P事業戦略推進部長
 2020年 6月 当社執行役員 DX推進本部副本部長 兼 P事業戦略推進部長
 2020年10月 当社執行役員 DX推進本部副本部長
 兼 プリンティングソリューションズ事業部副事業部長
 2021年 4月 当社執行役員 プリンティングソリューションズ事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、海外の営業・マーケティング・ビジネス開発やプリンティングソリューションズ事業での事業戦略推進の経験を活かし、徹底した分析・シナリオ策定を通じて、プリンティングソリューションズ事業における中長期事業戦略の立案・実行をけん引してまいりました。

また、DX推進本部副本部長として、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデル構築を推進し、現在は、プリンティングソリューションズ事業本部長として、インクジェットインノベーションによるグローバルな顧客価値創造と事業成長に取り組んでおります。今後も、全社視点での経営判断と業務執行に関する監督が可能であり、企業価値向上に向けた貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4

よしの
吉野やすのり
泰徳

(1979年1月4日生)

新任



所有する当社の株式数

10,952株

略歴、地位および担当

2001年 4月 当社入社
 2016年 4月 当社V P生産管理・調達部長
 2020年 4月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長
 2021年 4月 当社執行役員 ビジュアルプロダクツ事業部長
 2023年10月 当社執行役員 経営戦略本部長 兼 ビジュアルプロダクツ事業部長
 2024年 4月 当社執行役員 経営戦略本部長
 兼 マニファクチャリングソリューションズ事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、ビジュアルプロダクツ事業におけるサプライチェーン・オペレーション管理に加え、プロジェクター商品の商品企画・プロダクトマネジメント等、バリューチェーンを幅広く経験しており、高い顧客意識と事業観を有しております。

ビジュアルプロダクツ事業部長に就任以降、事業構造改革による筋肉質な収益構造の実現に向け推進し、現在は、経営戦略本部長として次期長期戦略策定を、また、当社成長領域であるマニファクチャリングソリューションズ事業部長として事業運営に取り組んでおります。今後も、全社視点での経営判断と業務執行に関する監督が可能であり、企業価値向上に向けた貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

5

しまもと
嶋本ただし
正

(1954年 2月 8日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

6,000株

取締役会への出席状況

9回／10回
(90%)

略歴、地位および担当

2002年 4月 株式会社野村総合研究所 執行役員
2008年 6月 同社代表取締役 専務執行役員
2010年 4月 同社代表取締役社長
2015年 4月 同社代表取締役会長兼社長
2016年 4月 同社取締役会長
2019年 6月 同社取締役
2021年 6月 同社特別顧問
リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役 (現任)
2022年 3月 三菱鉛筆株式会社 社外取締役 (現任)
2022年 7月 PwCあらた有限責任監査法人 (現PwC Japan有限責任監査法人) 公益監督委員会 委員 (現任)
2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役
三菱鉛筆株式会社 社外取締役
PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、株式会社野村総合研究所の社長・会長を歴任し、経営トップとして、また、基盤技術や流通・サービス・産業関連システム等に関する豊富な経験と高い知見を有しております。当社社外取締役として、情報サービス産業という別業種の企業経営に精通した全体経営の観点、DX・ITシステムの観点からの積極的な意見・提言等を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行うことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性について

同氏は、株式会社野村総合研究所の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と同社には取引関係がありますが、その年間取引額は当社と同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同社は社外取締役の独立性判断基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。

6

や まうち

山内

ま さ き

雅喜

(1961年1月11日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

1,000株

取締役会への出席状況

10回／10回
(100%)

略歴、地位および担当

2005年 4月 ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社）執行役員
 2008年 4月 ヤマトロジスティクス株式会社（現ヤマト運輸株式会社）
 代表取締役社長 社長執行役員
 2011年 4月 ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
 2011年 6月 ヤマトホールディングス株式会社 取締役 執行役員
 2015年 4月 同社代表取締役社長 社長執行役員
 2019年 4月 同社取締役会長
 2020年 6月 パーソルホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 2022年 6月 ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問
 株式会社りそなホールディングス 社外取締役（現任）
 2023年 6月 ヤマトホールディングス株式会社 参与（現任）
 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

ヤマトホールディングス株式会社 参与
 パーソルホールディングス株式会社 社外取締役
 株式会社りそなホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、ヤマトホールディングス株式会社の社長・会長を歴任し、企業経営における高い見識と豊富な経験を有しております。また、デジタル技術を駆使した満足創造経営の実践や、ヤマトのDNA（価値観）の従業員への浸透・組織風土に関する取り組み等の実績から、企業経営の根幹に係る組織マネジメントやDX・IT、サステナビリティの観点からの積極的な意見・提言等を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていたことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立性について

同氏は、ヤマトホールディングス株式会社の業務執行者でありました。最近3年間に於いて、当社と同社の連結子会社であるヤマト運輸株式会社には取引関係がありますが、その年間取引額は当社と同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同社は社外取締役の独立性判断基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数

—

略歴、地位および担当

1991年 7月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社
2008年 4月 クレアーズ日本株式会社 代表取締役社長
2013年 6月 株式会社生活品質科学研究所 取締役
2014年 3月 イオンリテール株式会社 執行役員 お客さまサービス部長
2017年 3月 イオン株式会社 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当
2019年 4月 日本気候変動リーダーズ・パートナーシップ 共同代表（現任）
2021年 3月 イオン株式会社 環境・社会貢献担当責任者
2022年 4月 三井住友信託銀行株式会社 ESGソリューション企画推進部 主管
2023年 4月 同社 フェロー役員 ESGソリューション企画推進部 主管（現任）
2023年 6月 株式会社メンバーズ 社外取締役 監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

日本気候変動リーダーズ・パートナーシップ 共同代表
三井住友信託銀行株式会社 フェロー役員 ESGソリューション企画推進部 主管
株式会社メンバーズ 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、イオン株式会社の執行役としてESG戦略を推進し、現在は、三井住友信託銀行株式会社のフェロー役員、また、持続可能な脱炭素社会の実現を目指す産業横断的な企業グループである、日本気候変動リーダーズ・パートナーシップの共同代表を務めております。

ESGや脱炭素対策における高い見識と豊富な経験を有し、当社が掲げる「持続可能でこころ豊かな社会」の実現に向けて、環境・社会貢献に精通した環境経営の観点からの積極的な意見・提言等を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行うことが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立性について

最近3年間に於いて、当社は同氏へ講演の依頼および当社と同氏の間に環境戦略推進等に関する助言を受ける取引がありますが、当社との取引金額は50万円未満と僅少であり、同氏は社外取締役の独立性判断基準に定める主要な取引先および当社から役員報酬以外に多額の金銭その他を得ているコンサルタント等には該当しません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

■ 補償契約

当社は、取締役が責任追及の可能性に萎縮することなく、合理的かつ迅速果断な経営判断を行うことを促すため、現在、就任している取締役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。なお、新任の取締役候補者が原案どおり選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定です。

当該補償契約の内容の概要については、事業報告「4.3 補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。

■ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が原案どおり選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、取締役の任期途中で当該保険契約を更新する予定です。

当該保険契約の内容の概要については、事業報告「4.4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役6名（うち監査等委員3名）で構成する取締役選考審議会において、当社取締役会と取締役にかかる基本的な枠組みおよび考え方ならびに候補者選定の方針および具体案等を確認し、監査等委員である社外取締役が出席して意見を述べるとともに、監査等委員会においてその内容を共有し、協議いたしました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任について妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論にいたしました。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外取締役の独立性判断基準（内容は23頁に記載）」に準拠しております。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			当社における現在の地位 および担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	かわ な 川名	まさゆき 政幸	再任	取締役 常勤監査等委員	13回／13回 (100%)	18回／18回 (100%)
2	むらこし 村越	すすむ 進	再任 社外 独立 役員	社外取締役 監査等委員	13回／13回 (100%)	18回／18回 (100%)
3	おおつか 大塚	み ち こ 美智子	再任 社外 独立 役員	社外取締役 監査等委員	13回／13回 (100%)	18回／18回 (100%)
4	まるもと 丸本	あきら 明	新任 社外 独立 役員	—	—	—

1

かわ な

まさゆ き

川名

政幸

(1964年 7月27日生)

再任



所有する当社の株式数

22,700株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)

監査等委員会への出席状況

18回／18回
(100%)

略歴、地位および担当

1988年 4月 セイコーエプソン生活協同組合入社
 1999年 3月 当社入社
 2014年 6月 当社取締役・同人事本部長
 2015年 6月 オリエント時計株式会社 代表取締役社長
 2016年 6月 当社執行役員
 2016年10月 当社CSR推進室長
 2018年 6月 エプソン販売株式会社 取締役会長
 2020年 4月 当社健康経営推進室長
 2021年 6月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、人事を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、人事制度の改革などにより、競争力強化に多大な貢献を果たしてまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保への貢献が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数

2,300株

取締役会への出席状況

**13回／13回
(100%)**

監査等委員会への出席状況

**18回／18回
(100%)**

略歴、地位および担当

1976年 4月 弁護士登録
1984年 4月 村越進法律事務所 弁護士
1988年 3月 新千代田総合法律事務所 弁護士（現在に至る）
2001年 5月 日本弁護士連合会 人権擁護委員会委員長
2008年 4月 日本弁護士連合会副会長
第一東京弁護士会会長
2014年 4月 日本弁護士連合会会長
2017年 5月 日本弁護士政治連盟理事長
2019年 4月 文部科学省 コンプライアンスチーム委員(主査)(現任)
2020年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）
2021年11月 日本CSR普及協会（現日本CSR推進協会）会長（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての高度な専門的知見を有しております。また、日本弁護士連合会の会長や日本弁護士政治連盟の理事長を歴任するなど法曹界における豊富な経験を有していることから、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

独立性について

当社は、弁護士である同氏およびその所属する法律事務所との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。

3

お お つ か

大塚

み ち こ

美智子

(1958年11月26日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

2,300株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)

監査等委員会への出席状況

18回／18回
(100%)

略歴、地位および担当

1981年 4月 住友商事株式会社入社
1986年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
1990年 8月 公認会計士登録
2013年 5月 大塚公認会計士事務所 公認会計士（現在に至る）
2014年 4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事（非常勤）
2015年 4月 独立行政法人国際観光振興機構監事（非常勤）
2015年 6月 富士興産株式会社 社外監査役
2016年 6月 富士興産株式会社 社外取締役 監査等委員
2020年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、公認会計士としての高度な専門的知見を有しております。また、上場企業における社外役員としての経験と高い見識を有していることから、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

当社は、公認会計士である同氏との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数

—

略歴、地位および担当

1999年 6月 マツダ株式会社 取締役 品質担当補佐、商品品質本部長
 2002年 6月 同社執行役員 欧州開発・生産担当
 2006年 4月 同社常務執行役員 商品企画・プログラム開発推進担当
 2010年 4月 同社専務執行役員
 経営企画・商品戦略・商品収益管理担当、コスト革新担当補佐
 2010年 6月 同社取締役専務執行役員
 経営企画・商品戦略・商品収益管理担当、コスト革新担当補佐
 2013年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 社長補佐、米州事業・企画領域統括
 2018年 6月 同社代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）
 2023年 6月 同社相談役（現任）

重要な兼職の状況

マツダ株式会社 相談役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、マツダ株式会社において、取締役副社長および社長を歴任し、企業経営における高い見識と豊富な経験を有しております。経営企画、米州での生産・販売事業、総務、広報、人事といった管理領域を幅広く担当し、社長就任後には、様々な経営課題に対応し、一例として販売店改革による収益性の向上および新工場を稼働し、稼ぐ力を強化しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保への貢献が期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性について

同氏は、最近5年間に於いて、マツダ株式会社の業務執行者でありました。最近3年間に於いて、当社と当社との間に取引関係はありません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
- 注3. 社外取締役候補者の過去5年間に於ける他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実については以下のとおりです。

同氏は、2023年6月までマツダ株式会社の代表取締役役に就任していましたが、同社が下請業者3社に対し、不当な手数料の請求があったとして、2021年3月19日付で、公正取引委員会より下請代金支払遅延防止法に基づく勧告を受けました。同社は、同様の事態を発生させないための法令遵守体制の強化を行い、再発防止策の徹底に取り組んでおります。

同氏は、事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃からコンプライアンスの視点に立った発言により注意喚起等を行ってまいりました。また、当該事実判明後も、コンプライアンスの徹底および管理体制の強化等の再発防止策について提言を行うなど、適切に職務を遂行いたしました。

■ 補償契約

当社は、取締役が責任追及の可能性に萎縮することなく、合理的かつ迅速果断な経営判断を行うことを促すため、現在、就任している取締役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。なお、新任の取締役候補者が原案どおり選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定です。

当該補償契約の内容の概要については、事業報告「4.3 補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。

■ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、監査等委員である取締役の任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。

当該保険契約の内容の概要については、事業報告「4.4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(ご参考)

◆ 取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き

株主総会に付議する取締役候補者の指名にあたっては、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役選考審議会における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定することとしております。

方針：(抜粋)

- ① 当社の役員は、当社が定める役員に求められる役割および選考基準に照らし、見識、責任能力、倫理観を共通要件としたうえで、各々の役割に応じ、②の選考基準を満たし、企業価値向上に貢献できる者でなければならない。
 - ② 当社の役員選考基準は、上述の共通要件に加え、下記の要件を満たすこととする。
 - A 非業務執行取締役の候補者
監督能力、経営に関する知見、専門的な知見
 - B 業務執行取締役の候補者
監督能力、先見性・洞察力、ビジョン構想力、決断力・胆力、実行力・結果を産む力、変革・革新志向、求心力
- 特に、代表取締役社長においては次を満たす者とする。
- ・ 社会課題に向き合い、深い洞察力によりビジョンを構築し、それを実現していく胆力
 - ・ 高い倫理観を有し、多様な価値観を謙虚に受容し、社員一人ひとりの自主性を引き出し、全社の力に結集させる求心力
- ③ 当社の社外取締役は、その独立性を担保するため、取締役会が定めた「社外取締役の独立性判断基準」を満たす者でなければならない。

注. 当社は、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員等の選考および報酬に関して、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役選考審議会および取締役報酬審議会をそれぞれ設置しております。いずれの審議会とも、社外取締役が過半数を占め、ほかに代表取締役社長で構成されております。また、常勤の監査等委員である取締役はオブザーバーとして出席することが可能となっております。

◆ 取締役選考審議会の活動状況の概要

2023年4月から2024年3月までの期間に12回開催され、代表取締役社長の後継者計画、役員（取締役・執行役員・監査等特命役員）の選考方針および候補者案、社外取締役候補者の検討、スキルマトリックスの見直し等について審議を行いました。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下に掲げる基準を定める。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者（注2）だった者
 - (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
 - (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者もしくは監査役だった者
 - (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
 - (6) 当社の主要な借入先である者（注6）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
 - (7) 最近5年間に於いて、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
 - (8) 最近5年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属していた者
 - (9) 当社から多額の寄付（注7）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
 - (10) 当社との間で、社外役員の相互就任（注8）の関係が生じる会社の出身者
 - (11) 上記(1)～(9)に該当する者の配偶者または2親等以内の親族
2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明および開示したうえで社外取締役として選任することができる。

（注）

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高（連結売上収益）の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上収益の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「主要な借入先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう
- 7：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 8：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

以上

(ご参考)

取締役に対して特に期待する分野（スキルマトリックス）

当社は、取締役に対して特に期待する分野を整理することで、経営理念、長期ビジョンを実現するための経営体制を明確にしております。

地 位	氏 名	特に期待する分野・スキル								
		企業経営	開発・設計 ・事業開発	営業・ マーケティング	IT・ デジタル	財務・会計 ・投資	コンプライアンス ・ガバナンス	人材開発・ 人材マネジメント	環境・ サステナビリティ	グローバル (国際性)
代表取締役 社長	小川 恭範	●	●						●	
代表取締役 執行役員	阿部 栄一						●	●		●
取締役執行役員	吉田 潤吉			●	●					●
取締役執行役員	吉野 泰徳		●		●	●				
社外取締役	嶋本 正	●	●		●					
社外取締役	山内 雅喜	●		●				●		
社外取締役	三宅 香			●					●	●
取締役 常勤監査等委員	川名 政幸					●	●	●		
社外取締役 監査等委員	村越 進					●	●		●	
社外取締役 監査等委員	大塚 美智子					●	●	●		
社外取締役 監査等委員	丸本 明	●	●							●

注 1. 特に期待する分野を 3 つまで記載しております。

注 2. 第 3 号議案および第 4 号議案が原案通り承認可決された場合の構成：男性 9 名 女性 2 名(取締役のうち女性の比率：18.18%)

第5号議案

監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件

取締役賞与につきましては、当期末時点の監査等委員でない取締役6名のうち、業務執行を担当しない役員（代表権を有さない取締役会長および社外取締役）を除く2名に対し、役位および業務委嘱・業務委任内容等の役割の大きさにより算出した賞与基準額に、当期の業績目標および個人目標の達成度に応じる係数を乗じた総額31,760,000円を支給いたしたいと存じます。

本議案の支給対象者、総額および各取締役に対する支給金額は、取締役会が決定した監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（内容は事業報告「4.5 取締役の報酬等」に記載）に従って、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会における審議を経て決定しており、その内容は相当であると考えております。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の報酬等については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役6名（うち監査等委員3名）で構成する取締役報酬審議会において、取締役報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法および監査等委員でない取締役に対する賞与支給案等を確認し、監査等委員である社外取締役が出席して意見を述べるとともに、監査等委員会においてその内容を共有し、協議いたしました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役に対する賞与支給について妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論にいたしました。

（ご参考）

◆ 取締役報酬審議会の活動状況の概要

2023年4月から2024年3月までの期間に8回開催され、基本報酬の個別支給額、賞与の支給係数および個別支給額、譲渡制限付株式報酬制度における付与係数、割当株式数および金銭報酬債権額、役員等賠償責任保険の更改、会社補償契約および責任限定契約の締結等について審議を行いました。

以上

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、高インフレや各国の金融引き締めが継続し、世界経済の減速が強まっています。とりわけ、中国における景気回復ペースの鈍化が世界経済に大きな影響を及ぼしているほか、欧州経済の減速が顕在化しています。また、米国消費はこれまで堅調を維持しているものの、今後の消費動向は不透明となっています。なお、商品市場別の状況としましては、特にデバイス市場において在庫調整局面が長期化し、大幅な落ち込みとなっています。

今後も世界的な高インフレや景気減速の長期化等のリスクが想定され、先行き不透明な状況にありますので、今後の動向を引き続き注視していきます。

当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ144.44円および156.66円と前期に比べ、米ドルは7%の円安、ユーロは11%の円安に推移しました。また、南米など新興国の通貨も円安に推移しました。

このような状況の中、売上収益は、市場在庫調整局面の継続に起因するデバイスの需要減少や中国を中心とした景気停滞に伴う販売減等によりマニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントにおいて減少し、1兆3,139億円（前期比1.2%減）となりました。

事業利益は、生産抑制に伴う利益マイナス影響やマイクロデバイス事業における大幅な減収等による影響が大きく、647億円（同31.9%減）となりました。また、営業利益は、英国現地法人の年金バイアウトに向けた関連費用を計上したこと等により575億円（同40.7%減）、税引前利益は700億円（同32.4%減）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は526億円（同29.9%減）となりました。

売上収益 1兆3,139億円 | 前期比 1.2%減

事業利益 647億円 | 前期比 31.9%減

営業利益 575億円 | 前期比 40.7%減

親会社の所有者に
帰属する当期利益 526億円 | 前期比 29.9%減

注. 事業利益とは、国際会計基準(IFRS)の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

当連結会計年度の平均為替レート 米ドル 144.44円(前期比 7%の円安) ユーロ 156.66円(前期比 11%の円安)

(2) セグメント区分別の概況

プリンティングソリューションズ事業セグメント

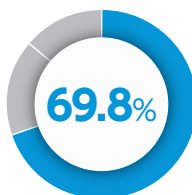
売上収益

9,186 億円 (前期比 **1.8%** 増) 

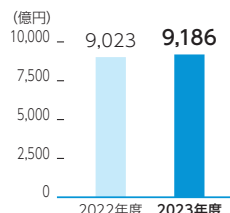
セグメント利益

961 億円 (前期比 **7.6%** 増) 

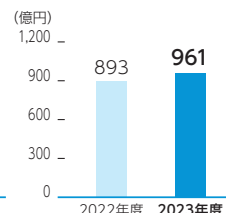
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自の「マイクロピエゾ技術」のほか、「ドライファイバーテクノロジー」などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○オフィス・ホームプリンティング事業

オフィス・ホーム用インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター (SIDM)、ページプリンター、カラーイメージスキャナー、乾式オフィス製紙機およびこれらの消耗品など

○商業・産業プリンティング事業

商業・産業用インクジェットプリンター、インクジェットプリントヘッド、POSシステム関連製品、ラベルプリンターおよびこれらの消耗品など

オフィス・ホームプリンティング事業の売上収益は微減となりました。ラインインクジェットプリンター新製品投入によるオフィス共有IJPの大幅な売上増や為替のプラス影響があったものの、インクカートリッジモデル本体の販売数量が大幅な減少となったことや、大容量インクタンクモデル本体の販売数量が減少となったことなどにより、インクジェットプリンター本体の売上は減少となりました。インクジェットプリンターの消耗品は、インクカートリッジの売上が若干の減少となったものの、大容量インクタンクモデルのインクボトルおよびオフィス共有IJPのインクの売上が大幅に増加したことや為替のプラス影響により、全体でも増加となりました。

商業・産業プリンティング事業の売上収益は増加となりました。商業・産業IJP本体の売上は、金利上昇に伴う投資需要の低下等で欧米向け販売が減少したものの、為替のプラス影響により若干の増加となりました。商業・産業IJPの消耗品売上は、印刷需要が継続していることで増加となりました。

小型プリンターの売上は、金利上昇やインフレ等による市況悪化により欧米中心に市場需要が低下し、減少となりました。プリントヘッド外販ビジネスの売上は、新興国向け輸出を手掛ける中国顧客向けを中心に需要が増加し、大幅な増加となりました。

プリンティングソリューションズ事業セグメントのセグメント利益は、インクジェットプリンター本体や小型プリンターの販売減、事業活動の本格化に伴う販管費の増加等があったものの、プリントヘッド外販ビジネスの売上が増加したことや、為替のプラス影響により増加となりました。

以上の結果、プリンティングソリューションズ事業セグメントの売上収益は9,186億円 (前期比1.8%増)、セグメント利益は961億円 (同7.6%増) となりました。

プリンティングソリューションズ事業 主要商品のご紹介

目指す姿

インクジェット技術のソリューションにより、
環境負荷低減・生産性向上を実現し、
オフィスや教育現場の分散化に対応した印刷の進化を主導する

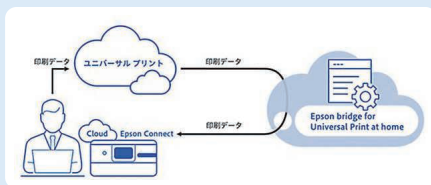
オフィス・ホーム向け



エコタンク搭載のエントリーモデル
[EP-M476T]



A4ドキュメントスキャナー
[DS-C480W]



在宅ワークなどワークスタイルの変化に対応し、
プリント環境の利便性を高めるクラウドサービス
[Epson bridge for Universal Print at home]



A3カラーインクジェット複合機
WorkForce Enterprise [LM-C6000]



ビジネスインクジェット複合機
[PX-M382F]



商業・産業向け



大判インクジェットプリンター
SureColor [SC-P8550DM]



業務用フォトプリンター
[SL-D550]



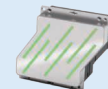
インクジェットデジタル捺染機
Monna Lisa [ML-13000]



ガーメントプリンター
[SC-F1050]



レシートプリンター
[TM-m30 III -H]



インクジェットプリントヘッド
[D3000-A1R]

ビジュアルコミュニケーション事業セグメント

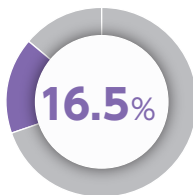
売上収益構成比

売上収益

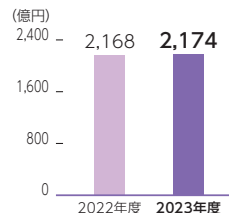
2,174億円（前期比 **0.3%**増）

セグメント利益

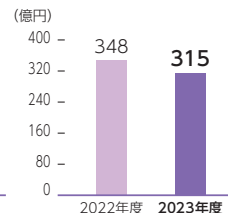
315億円（前期比 **9.4%**減）



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自の「マイクロディスプレイ技術」や「プロジェクション技術」などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、スマートグラスなど

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は、前期は受注残の解消が進んだ影響を含むことに加え、当連結会計年度は個人消費の落ち込みに伴うホーム向けプロジェクターの販売減、北米における教育向けの需要減による影響があったものの、新興国で教育向け需要が堅調であったことや為替のプラス影響により前期並みとなりました。

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントのセグメント利益は、生産抑制に伴う利益マイナス影響等により、減少となりました。

以上の結果、ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は2,174億円（前期比0.3%増）、セグメント利益は315億円（同9.4%減）となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業 主要商品のご紹介

目指す姿

感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーションで
人・モノ・情報・サービスをつなぎ、
「学び・働き・暮らし」を支援する



プロジェクター



ビジネスプロジェクター高輝度モデル
[EB-PQ2220B]



ウェブブラウザ上でプロジェクターの状態を監視・制御できる
無料のプロジェクター向けアプリケーション
[Epson Projector Management Connected]



ホームプロジェクター
[EH-LS650W]



ビジネスプロジェクター
超短焦点壁掛け対応モデル
[EB-810E]



ビジネスプロジェクター
超短焦点電子黒板機能搭載モデル
[EB-770Fi]



ホームプロジェクター
[EH-LS800W]

スマートグラス



スマートグラス MOVERIO
[BT-45CS]



スマートグラス MOVERIO
[BT-40]

マニファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメント

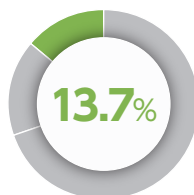
売上収益

1,799 億円 (前期比 16.5% 減) ▼

セグメント利益 (△損失)

△ **15** 億円 (前期はセグメント利益 283 億円) ▼

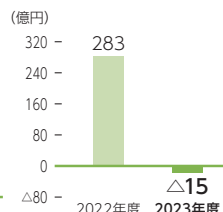
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益 (△損失)



主要な事業内容

当セグメントは、高度な精密メカトロニクス技術、高精度のセンシング技術、ソフトウェア技術、超微細・超精密加工技術、高密度実装技術、低消費電力技術などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ マニファクチャリングソリューションズ事業

- 産業用ロボット、小型射出成形機など

○ ウェアラブル機器事業

- ウォッチ、ウォッチムーブメントなど

○ マイクロデバイス事業他

- 水晶デバイス (水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど)
- 半導体 (CMOS LSI など) ● 金属粉末 ● 表面処理加工

○ PC 事業

- PC など

マニファクチャリングソリューションズ事業の売上収益は、中国における売上減の影響が大きく、大幅な減少となりました。

ウェアラブル機器事業の売上収益は、国内において高単価の新製品販売が増加した前期と比較すると、減少となりました。

マイクロデバイス事業の売上収益は、大幅な減少となりました。水晶デバイスの売上は、市場での在庫調整影響に伴う需要減により、中国向けを中心に大幅な減少となりました。半導体の売上は、市場での在庫調整に伴う需要減により、減少となりました。

マニファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントのセグメント利益は、マイクロデバイス事業を中心とした売上減の影響が大きく、大幅な減少となりました。

以上の結果、マニファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントの売上収益は1,799億円（前期比16.5%減）、セグメント損失は15億円（前期はセグメント利益283億円）となりました。

なお、上記の他、マニファクチャリングソリューションズ事業において、中国における景気低迷やローカルメーカーの台頭等の市場環境の変化に加え、成長に向けた人的投資の継続により、収益性の改善に時間を要する見込みであることから、減損損失6億円を計上しております。

マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業 主要商品のご紹介

マニュファクチャリングソリューションズ事業

目指す姿

環境負荷に配慮した「生産性・柔軟性が高い生産システム」を共創し、ものづくりを革新する



スカラロボット



6軸ロボット



ウェアラブル機器事業

目指す姿

匠の技能、センシング技術を活用したソリューションを共創し、お客様の多様なライフスタイルを彩る

ORIENT STAR



セイコーウオッチ向け
ビジネス



企画・販売：セイコーウオッチ(株)

マイクロデバイス事業

目指す姿

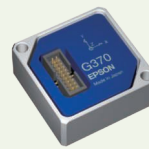
マイクロデバイス製品、コンポーネント、材料などによるソリューションで、社会課題の解決に貢献する



高周波発振器(HFF-SPXO)



音声再生専用IC

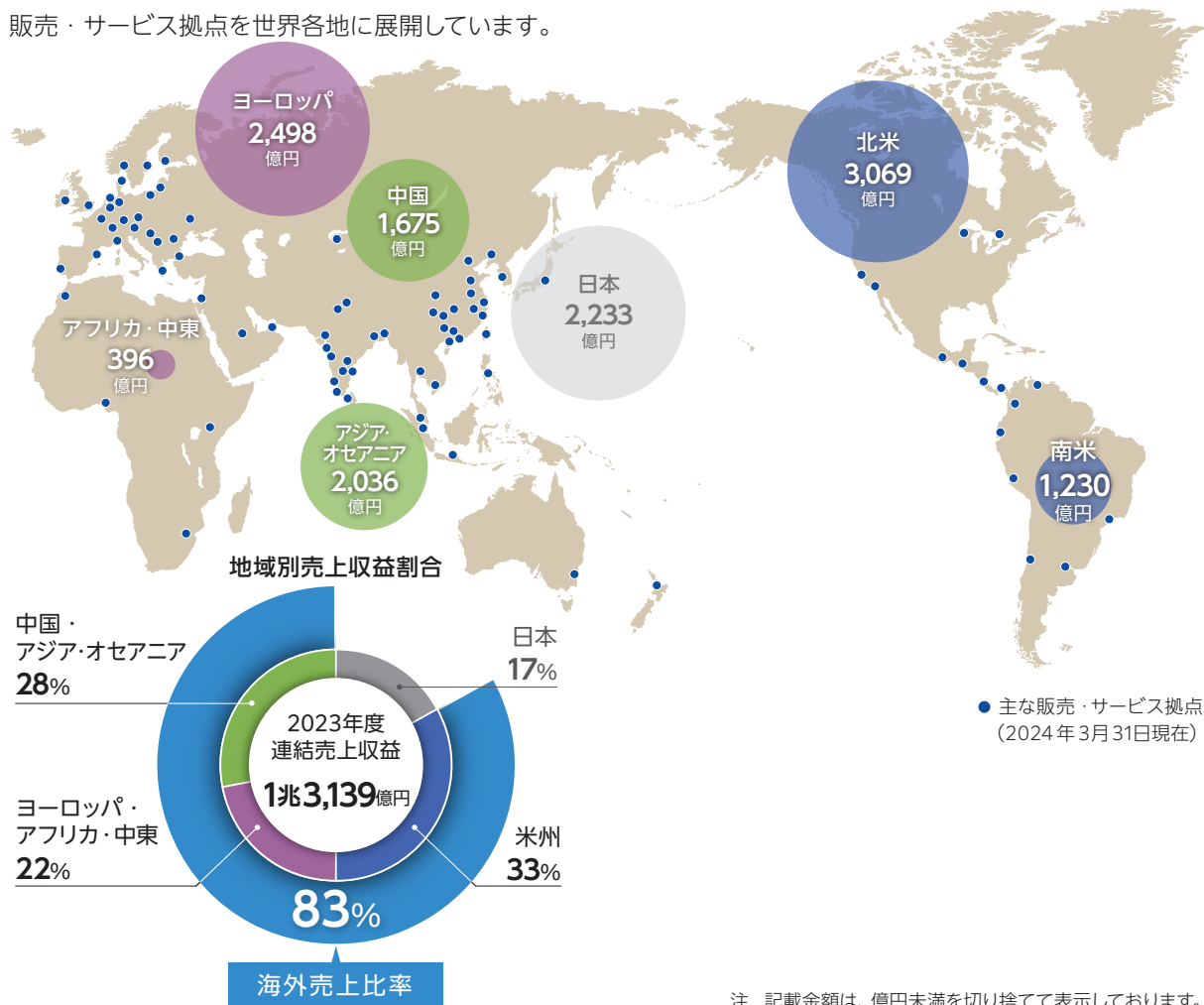


慣性計測ユニット (IMU)

(ご参考)

世界のお客様とつながるエプソン

エプソンはグローバルに時代やお客様のニーズを把握し、より良い商品・サービスの提供を続けるため、販売・サービス拠点を世界各地に展開しています。



注：記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応や生産能力増強のほか、環境投資、自動化・合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施しました。また、安定的な資金創出の観点から、引き続き投資の厳選と既存設備の効率的な活用などにも取り組みました。

この結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産およびソフトウェア）は、700億3千3百万円となりました。

なお、当連結会計年度における設備投資の主な状況は以下のとおりです。

- ・秋田エプソン株式会社におけるインクジェットプリンター用ヘッドの生産能力増強のための新棟の竣工
- ・エプソンの「環境ビジョン2050」に基づく「地下資源(※)消費ゼロ」を目指す取り組みの第一歩として、エプソンアトミックス株式会社における不要な金属を原料として資源化する新工場の起工

※原油、金属などの枯渇性資源

区分	設備投資額（百万円）	対前期比増減率（％）
プリンティングソリューションズ事業	44,109	△7.0
ビジュアルコミュニケーション事業	6,023	△17.7
マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業	12,355	△17.0
その他・全社	7,545	△13.3
合計	70,033	△10.6

1.3 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達については、特記すべき事項はありません。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

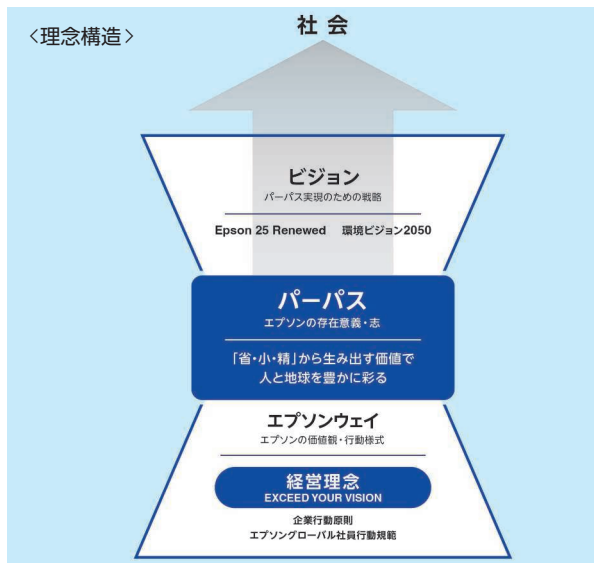
1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1.8 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

エプソンのあらゆる企業活動の中心にはパーパスがあります。エプソンが社会に対してどのような価値を提供する存在であるかを定めるとともに、エプソンならではの存在意義と志を社内外に示すため、2022年9月にパーパス『『省・小・精』から生み出す価値で人と地球を豊かに彩る』を制定しました。そして、エプソンは、グループの価値観・行動様式を定めた「エプソンウェイ」の普遍的な考え方である経営理念を礎とし、ビジョンによりパーパスを実現することで社会へ新しい価値を提供します。これにより、将来にわたって持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。



＜経営理念＞
お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた、なくてはならない会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

＜パーパス＞
「省・小・精」から生み出す価値で
人と地球を豊かに彩る

(2) 長期ビジョン「Epson 25 Renewed」の考え方

エプソンは、将来にわたって追求するありたい姿として設定した「持続可能でこころ豊かな社会の実現」に向け、「Epson 25 Renewed」を策定しています。現在、気候変動をはじめ、人類はさまざまな社会課題に直面しています。また、物質的、経済的な豊かさだけでなく、もっと精神的な豊かさ、文化的な豊かさ、そういったさまざまな豊かさを含めた「こころの豊かさ」が望まれる時代となったと考えています。そのためには、持続可能な社会であることが大前提になります。このような背景のもと、エプソンは、常に社会課題を起点として、その解決に向けて私たちに何ができるか、私たちの技術を使ってどう課題解決し、社会に貢献できるか、という発想でビジネスを展開していきます。

1) 「Epson 25 Renewed」ビジョンステートメント

「Epson 25 Renewed」のビジョンステートメントとして、『『省・小・精の技術』とデジタル技術で人・モノ・情報がつながる、持続可能でこころ豊かな社会を共創する』と定めています。人・モノ・情報をスマートにつなげるソリューションを、個人の生活や、産業や製造の現場にまで広く社会へ提供し、ありたい姿の実現のた

めに取り組みます。そこで重要となるのは、「環境」「DX」「共創」の3つの取り組みです。

(環境への取り組み)

◆「脱炭素」と「資源循環」に取り組むとともに、環境負荷低減を実現する商品・サービスの提供、環境技術の開発を推進する

(DXへの取り組み)

◆強固なデジタルプラットフォームを構築し、人・モノ・情報をつなげ、お客様のニーズに寄り添い続けるソリューションを共創し、カスタマーサクセスに貢献する

(共創への取り組み)

◆技術、製品群をベースとし、共創の場・人材交流、コアデバイスの提供、協業・出資を通して、さまざまなパートナーと社会課題の解決につなげる

2) 「Epson 25 Renewed」方針

不透明な社会環境の継続が予想される中、取り組みにメリハリをつけることにより、収益性を確保しながら将来成長を目指します。そして、全ての領域に必要な環境、DX、共創への取り組みも継続的に強化していきます。

領域区分	対象事業	方針
成長領域	オフィスプリンティング、商業・産業プリンティング、プリントヘッド外販、生産システム	環境変化を機会と捉えて経営資源投下
成熟領域	ホームプリンティング、プロジェクション、ウオッチ、マイクロデバイス	構造改革や効率化などにより、収益性重視
新領域	センシング、環境ビジネス	新たな技術・ビジネス開発に取り組む

(3) 「環境ビジョン2050」の考え

エプソンは、以下のとおり持続可能な社会の前提である環境への取り組みに関するビジョン「環境ビジョン2050」を改定し、2050年に達成する目標と、その実現に向けた取り組みを定めています。

項目	内容
ビジョンステートメント	2050年に「カーボンマイナス」と「地下資源（※1）消費ゼロ」を達成し、持続可能でこころ豊かな社会を実現する
達成目標	2030年：1.5℃シナリオ（※2）に沿った総排出量削減 2050年：「カーボンマイナス」「地下資源（※1）消費ゼロ」
アクション	●商品・サービスやサプライチェーンにおける環境負荷の低減 ●オープンで独創的なイノベーションによる循環型経済の牽引と産業構造の革新 ●国際的な環境保全活動への貢献

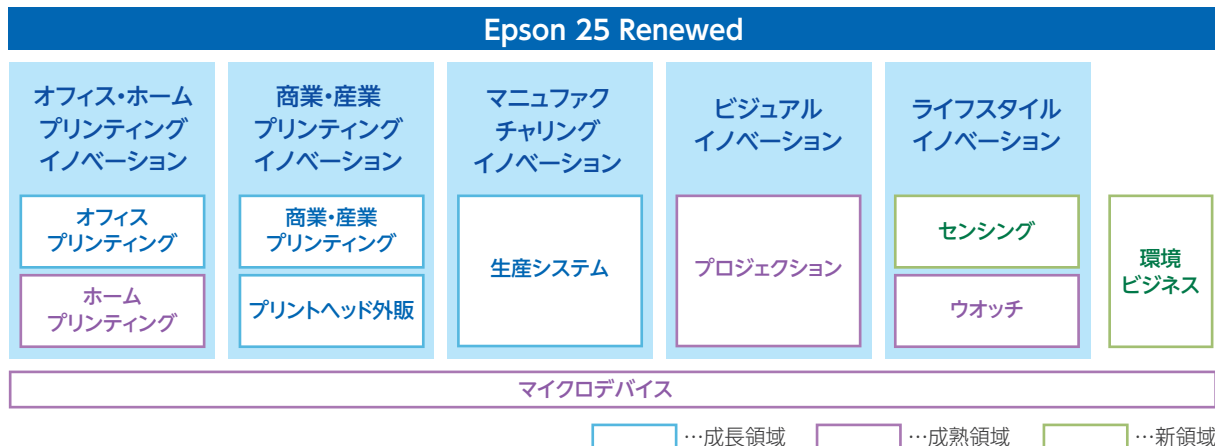
※1. 原油、金属などの枯渇性資源

※2. SBTイニシアチブ (Science Based Targets initiative) のクライテリアに基づく科学的な知見と整合した温室効果ガスの削減目標

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

1) イノベーション戦略の方針と進捗、今後の取り組み

目指す姿の実現に向けた戦略を実行するために、お客様価値や社会課題の軸で5つのイノベーション領域を設定しています。そして、それらのイノベーションを支えるマイクロデバイス事業においては、「省・小・精の技術」を極めた水晶・半導体ソリューションにより、スマート化する社会の実現に貢献していきます。



<オフィス・ホームプリンティングイノベーション>

当領域では、インクジェット技術・紙再生技術とオープンなソリューションにより、環境負荷低減・生産性向上を実現し、印刷の進化を主導することを目指しています。

オフィスプリンティングでは、中速帯のラインインクジェット複合機が伸長しました。今後は、製品設計や部品の合理化を継続するほか、利便性と環境性能を両立させた次世代製品の開発を進め、ラインアップを一層充実させていきます。また、ホームプリンティングでは、アンバサダーを起用したプロモーションにより、大容量インクタンクプリンターの価値訴求や、販売チャネルのサポート強化を続けていきます。

<商業・産業プリンティングイノベーション>

当領域では、インクジェット技術と多様なソリューションにより、印刷のデジタル化を主導し、環境負荷低減・生産性向上の実現を目指しています。

完成品ビジネスでは、従来取り組んできたプラットフォーム設計により、効率的に製品ラインアップ拡充を進めました。また、お客様の生産現場の課題を解決し、業務の効率化を実現する「Epson Cloud Solution PORT」の加入数は順調に増加しています。プリントヘッド外販ビジネスでは、最大市場である中国を中心に販売が順調に拡大しています。今後もエプソンは、商業・産業分野において環境性能と生産性を両立した製品・サービスを展開し、アナログ印刷からデジタル印刷への転換を主導していきます。

<マニファクチャリングイノベーション>

当領域では、環境負荷に配慮した「生産性・柔軟性が高い生産システム」を共創し、ものづくりを革新することを目指しています。

マニファクチャリングソリューションズ事業は、世界経済の減速に伴う顧客の投資抑制や中国メーカー台頭

の影響を受け、厳しい環境が継続しました。今後は、製品コスト競争力の継続強化に加え、センサーなどを活用した自動化のハードルを下げるソリューション開発・提供や、生産拠点移管が進む東南アジア・インドでの販売強化により、成長を目指します。

<ビジュアルイノベーション>

当領域では、感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーションで人・モノ・情報・サービスをつなぎ、「学び・働き・暮らし」を支援することを目指しています。

プロジェクション事業は構造改革を進めてきており、既に効率的に利益を上げる体制を整えています。当連結会計年度は各国の教育需要を確実に獲得しました。また、高光束プロジェクター領域においては戦略製品を投入し、シェアを拡大しました。今後は、拡大するホーム向けスマートプロジェクター市場に対応すべく新製品を投入するほか、デジタルを活用した顧客との接点強化や共創による価値創造の取り組みを拡大していきます。

<ライフスタイルイノベーション>

当領域は、匠の技能、センシング技術を活用したソリューションを共創し、お客様の多様なライフスタイルを彩ることを目指しています。

ウォッチ事業はラインアップの整理や製造ラインの自動化などの構造改革により、収益性が改善しつつあります。引き続き、変化に強い事業体質の実現に向け改革を進めます。当連結会計年度は、自社ブランドであるオリエントスターにおいて付加価値の高い製品を市場投入しました。今後、特に海外においてオリエントブランドの認知向上を進めます。センシング事業では、中長期を見据えセンサーを活用した新規ビジネスの育成に取り組んでいきます。

2) 経営基盤強化の取り組み

上述の各イノベーションの実現に向けて、以下のとおり経営基盤強化に取り組んでいます。

<営業戦略>

◆デジタルを活用した顧客支援型営業

CRM（顧客関係管理システム）を導入し、グループ内の全販売会社の営業活動を標準化・見える化することで、顧客接点を強化しています。今後はさらに、サービス領域を中心にデータを活用した営業プロセス改革（コンサルティング・付加価値ソリューションや保守サービスなど）により、顧客価値を向上していきます。

◆地域別、領域別の重点的な組織強化

成長領域への要員配置の強化、成熟領域でのオペレーション効率化を進めてきており、今後も取り組みを継続していきます。また、中東・アフリカ地域を担当する新会社（Epson Middle East FZCO）を設立しました。今後もこれらの地域での販売強化に取り組めます。

<生産戦略>

◆自動化・デジタル化によるものづくりの革新

大容量インクタンクプリンターなどの主力製品において、組み立て・検査作業の自動化を進めています。今後も導入効果の高い工程を中心とした自動化や装置保守人材の育成、デジタル技術を活用した効率化を進め、さらなる生産性向上に取り組めます。

◆分散生産体制の確立

リスクに強くレジリエンスの高いサプライチェーン構築に向けて生産の分散化を進めており、複数拠点で生産する本体製品数は大幅に増加しています。今後もさらに分散生産を進めていきます。

<技術開発戦略>

◆イノベーションを支える技術開発

各事業領域のイノベーションを支えるために、材料開発や、ものづくり現場へのAI・デジタル技術の導入を強化しています。材料開発では、シミュレーション技術を活用して資源循環や脱炭素社会に貢献する要素開発を行っています。また、ものづくり現場では、検査工程などでのAI活用を進めています。今後は競争力の強化に向けて、技術開発・生産現場などでAI活用を広範に検討していきます。

<人材戦略>

詳細は、「(5) サステナビリティに関する考え方および取り組み 3)人的資本・多様性への対応」に記載しています。

3) 財務目標

「Epson 25 Renewed」の実現に向けて、収益性重視の経営へとシフトし、過度な売上成長を追わず、取り組みにメリハリをつけ、収益性の確保と将来成長を目指します。この方針に則り、ROIC、ROEおよびROSを財務目標として設定しています。

今後も収益性・資本効率を重視した経営を推進することには変わりはないものの、外部環境変化を踏まえ、2025年度の業績目標を見直しました。成長領域は、課題に対する施策を着実に実行し、エプソンの事業ポートフォリオ変革を進めます。また、マクロ環境や売上成長を保守的に見積もった上で、業績目標の達成に向け、固定費を中心としたコスト削減活動を実施し、収益性の改善をさらに進めていきます。

全社業績目標	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (実績)	2025年度 (新目標)
ROIC (※3)	5.6%	7.3%	7.1%	4.6%	7 %以上
ROE	5.9%	15.2%	10.8 %	6.8%	8 %以上
ROS	6.2%	7.9%	7.1%	4.9%	7 %以上

※ 3. ROIC＝税引後事業利益／（親会社の所有者に帰属する持分＋有利子負債）

(5) サステナビリティに関する考え方および取り組み

1)サステナビリティ経営の考え方

エプソンの企業経営の根幹を成す4つのマテリアリティ（「循環型経済の牽引」「産業構造の革新」「生活の質向上」「社会的責任の遂行」）は、社会課題をベースにしており、エプソンの事業活動は社会課題の解決そのものと捉えています。社会課題を起点にした活動を一層強化することで事業成長を果たし、事業成長することでさらに多くの社会課題を解決し、社会とともに成長することがエプソンにとっての企業価値向上です。そして、社会のサステナビリティとエプソンのサステナビリティを同期するのに必要な経営・事業変革こそが、長期ビジョン「Epson 25 Renewed」であると位置づけています。

2)気候変動への対応

エプソンは「環境ビジョン2050」において、2030年に「1.5℃シナリオに沿った総排出量削減」、2050年に「カーボンマイナス」「地下資源消費ゼロ」を達成目標として掲げており、脱炭素と資源循環に取り組むとともに

に、環境負荷低減を実現する商品・サービスの提供、環境技術の開発を推進しています。

エプソンは2019年10月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明して以降、株主・投資家をはじめとする幅広いステークホルダーとの良好なコミュニケーションがとれるように、TCFDのフレームワークに基づき、情報開示（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）を進めています。

3)人的資本・多様性への対応

<人材戦略の基本的な考え方>

エプソンは、信州に生まれ、育った企業です。現在も信州に事業運営の核となる機能・基盤を置きつつ、売上収益の8割以上、従業員数の7割以上を占める海外各国・地域に107か所の研究開発、生産、営業拠点を整備し、グローバルにビジネスを展開しています。そのため、エプソンにおいては、地域の雇用の確保と、それに伴う比較的長期の雇用を強みに変えつつ、一方で積極的に外部人材を獲得し、多様性を実現すること、グローバルに厳しい競争を勝ち抜き、経営目標・事業成長を達成するための人的基盤を構築することが人材戦略の要諦となります。

<求める人材像>

経営戦略の実現・事業遂行のため、エプソンは、パーパス、エプソンウェイの浸透と、長期ビジョンに定めた事業の方向性の共有をベースとしながら、広い視野と高い専門性を持って変化に素早く対応し、お客様の立場に立って自立的・自律的にお客様価値を上げることのできる人材を必要としています。

今後さらに国内での少子高齢化や労働人口減少が進むことも見据え、グローバルベースでの人材ポートフォリオ策定に取り組んでいます。当連結会計年度は、特定の事業部門を対象に、事業戦略の策定・遂行および新たなビジネスモデルの確立に必要な人材要件を、スキルと行動特性を軸に定義して、現状の人材ポートフォリオを可視化する試みを行いました。次のステップとして、当連結会計年度の取り組みを全社に展開するとともに、次期長期ビジョンの検討に合わせてあるべき姿を描き、量的・質的両面で現状とのギャップの把握を進めます。これにより、採用、リスキリング、最適配置などの適切な施策に展開し、全社最適人員構造を構築し、中長期戦略の実現につなげていきます。

4)知的財産への対応

エプソンは、知的財産に関し「知的財産権だけでなく、ブランドやデータなどを含む広い意味での「知的財産」を価値に変換し、企業価値の持続的成長の実現を支援する」ことが重要であると考えています。その考えのもと、長期ビジョンが目指す「持続可能でこころ豊かな社会」の実現のため、知的財産本部が経営・事業部・開発部門・戦略部門と密接に連携し、あらゆる知的財産を主体的（Proactive）に活用することで価値に変換し、その弛まぬ活動の展開によって、企業価値を向上させ、企業の持続的成長を支援しています。

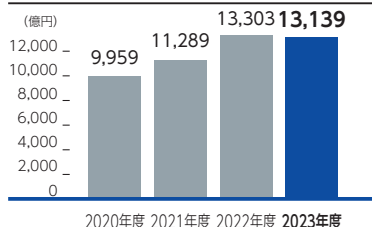
強固な知的財産を基盤とすることで、ビジネスの好循環が実現され、研究開発へのさらなる投資が可能となり、プリントヘッドをはじめとするエプソンの製品や技術は格段の進化を遂げて、その競争優位性を持続的に高めています。

なお「(5) サステナビリティに関する考え方および取り組み」については、2024年6月末に開示する有価証券報告書において詳細を開示予定です。

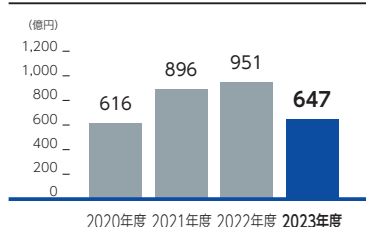
1.9 財産および損益の状況

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上収益 (百万円)	995,940	1,128,914	1,330,331	1,313,998
事業利益 (百万円)	61,642	89,637	95,106	64,721
営業利益 (百万円)	47,654	94,479	97,044	57,533
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	30,922	92,288	75,043	52,616
基本的1株当たり当期利益 (円)	89.38	266.73	220.75	158.68
資産合計 (百万円)	1,161,314	1,266,420	1,341,575	1,413,094
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	550,924	665,628	727,352	810,992
親会社所有者帰属持分比率 (%)	47.4	52.6	54.2	57.4

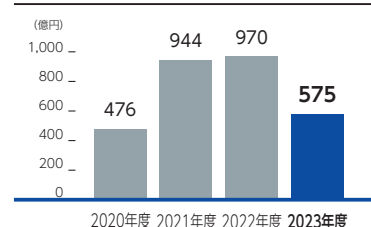
売上収益



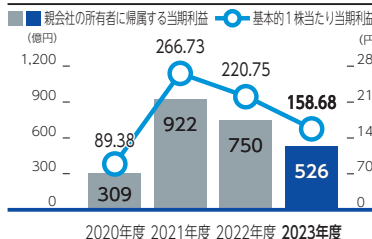
事業利益



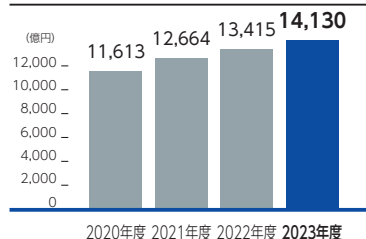
営業利益



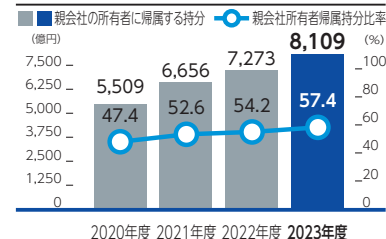
親会社の所有者に帰属する当期利益 / 基本的1株当たり当期利益



資産合計



親会社の所有者に帰属する持分 / 親会社所有者帰属持分比率



注1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

注2. 事業利益とは、IFRSの適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

注3. 基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

1.10 重要な親会社および子会社の状況（2024年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本	エプソン販売株式会社	東京都	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	宮崎エプソン株式会社	宮崎県	100.0	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	東北エプソン株式会社	山形県	100.0	プリンティングソリューションズ マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	秋田エプソン株式会社	秋田県	100.0	プリンティングソリューションズ マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	エプソンアトミックス株式会社	青森県	100.0	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	エプソンダイレクト株式会社	長野県	100.0 (100.0)	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	エプソンクロスインベストメント株式会社	東京都	100.0	ベンチャー投資・育成
米国	U.S. Epson, Inc.	アメリカ	100.0	持株会社
	Epson America, Inc.	アメリカ	100.0 (100.0)	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson do Brasil Industria e Comercio Ltda.	ブラジル	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Portland Inc.	アメリカ	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
欧州・中東	Epson Europe B.V.	オランダ	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson (U.K.) Ltd.	イギリス	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Deutschland GmbH	ドイツ	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Europe Electronics GmbH	ドイツ	100.0 (100.0)	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson France S.A.S.	フランス	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Italia S.p.A.	イタリア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Como Printing Technologies S.r.l.	イタリア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson Iberica, S.A.U.	スペイン	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション

欧 ・ 中 東	会社名	所在地	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
	Epson Middle East FZCO	アラブ首長国連邦	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア	Epson Telford Ltd.	イギリス	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson (China) Co., Ltd.	中国	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Korea Co., Ltd.	韓国	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Hong Kong Ltd.	中国	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	台湾	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	PT. Epson Indonesia	インドネシア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson (Thailand) Co., Ltd.	タイ	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Philippines Corporation	フィリピン	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson India Pvt. Ltd.	インド	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	中国	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Orient Watch (Shenzhen) Ltd.	中国	100.0 (100.0)	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Tianjin Epson Co., Ltd.	中国	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	シンガポール	100.0	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	PT. Epson Batam	インドネシア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	PT. Indonesia Epson Industry	インドネシア	100.0	プリンティングソリューションズ
	Epson Precision (Thailand) Ltd.	タイ	100.0	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	100.0	マニファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	マレーシア	100.0 (100.0)	マニファクチャリング関連・ウエアラブル

注1. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

注2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1.11 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制による世界連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や製品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

<当社>

本店	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
本社	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業所	広丘事業所（長野県塩尻市）、豊科事業所（長野県安曇野市）、 富士見事業所（長野県諏訪郡富士見町）、諏訪南事業所（長野県諏訪郡富士見町）、 塩尻事業所（長野県塩尻市）、松本南事業所（長野県松本市）、伊那事業所（長野県上伊那郡箕輪町）、 神林事業所（長野県松本市）、日野事業所（東京都日野市）、酒田事業所（山形県酒田市）、 千歳事業所（北海道千歳市）、大阪事業所（大阪府大阪市）

<子会社>

詳細は、「1.10 重要な親会社および子会社の状況」をご参照ください。

1.12 従業員の状況（2024年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	対前期増減（名）
プリンティングソリューションズ事業	49,991	△4,505
ビジュアルコミュニケーション事業	9,325	△781
マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業	11,093	△269
その他	433	22
全社（共通）	3,622	91
合計	74,464	△5,442

注1．従業員数は、就業人員数です。

注2．全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

1.13 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	31,800
株式会社三菱UFJ銀行	10,580
株式会社八十二銀行	5,300

1.14 現況に関するその他の重要な事実

（1）ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、2010年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL（以下「REPROBEL」という。）に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、係る訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

（2）フランス消費者団体による申し立てについて

フランスにおいて販売されるインクジェットプリンター製品に関し、2017年に同国の消費者団体による消費者保護法に基づく申し立てがなされ、当局による調査が開始されています。なお、同消費者団体が主張するような製品の寿命を短くしているという意図はなく、エプソンは、今後とも品質や環境を最も重視し、お客様のニーズに合わせた設計をしております。

現時点においてかかる調査の進展、結果および終結の時期ならびにそのエプソンの業績および今後の事業展開への影響を予測することは困難です。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

2.1 発行可能株式総数 1,214,916,736株

2.2 発行済株式の総数 385,022,278株（自己株式53,289,742株を含む）

2.3 株主数 33,164名

2.4 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	72,625,700	21.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,427,200	8.26
セイコーグループ株式会社	12,000,000	3.61
三光起業株式会社	10,500,000	3.16
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	8,153,800	2.45
エプソングループ従業員持株会	7,422,224	2.23
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	6,152,177	1.85
第一生命保険株式会社	6,115,200	1.84
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	4,604,864	1.38
JPモルガン証券株式会社	4,581,315	1.38

注：当社は、自己株式53,289,742株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が所有する当社株式（109,170株）を含んでおりません。

2.5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	24,986 （－）	3 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	－ （－）	－ （－）
合計	24,986	3

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
碓 井 稔	取締役会長	株式会社IHI 社外取締役 住友ファーマ株式会社 社外取締役
小 川 恭 範	代表取締役社長	—
瀬 木 達 明	代表取締役 専務執行役員 コンプライアンス担当役員	経営管理本部長 兼 サステナビリティ推進室長
松 永 真 理	社 外 取 締 役	アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役
嶋 本 正	社 外 取 締 役	株式会社野村総合研究所 特別顧問 リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役 三菱鉛筆株式会社 社外取締役 PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員
山 内 雅 喜	社 外 取 締 役	ヤマトホールディングス株式会社 参与 パーソルホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役
川 名 政 幸	取締役 常勤監査等委員	—
白 井 芳 夫	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	—
村 越 進	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	弁護士
大 塚 美智子	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	公認会計士

注1．松永真理氏、嶋本正氏、山内雅喜氏、白井芳夫氏、村越進氏および大塚美智子氏については、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

注2．嶋本正氏、山内雅喜氏は、2023年6月27日の定時株主総会において取締役に選任され、就任しました。

注3．瀬木達明氏は、2024年4月1日をもって、代表取締役、専務執行役員およびコンプライアンス担当役員を退任し、取締役となりました。

注4．取締役 監査等委員の大塚美智子氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注5．監査等委員会による活動の実効性を確保するためには、監査等の環境の整備や重要社内会議への出席等による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携および内部統制システムの日常的監視が必要と判断し、川名政幸氏を常勤監査等委員として選定しております。

注6．各社外取締役の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

注7. 2024年3月31日現在の執行役員（取締役による兼務を除く）の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
渡 辺 潤 一	常 務 執 行 役 員	生産企画本部長 兼 地球環境戦略推進室副室長（生産企画・調達・物流担当）
深 石 明 宏	執 行 役 員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長 兼 総経理
下斗米 信 行	執 行 役 員	マイクロデバイス事業部長
五十嵐 人 志	執 行 役 員	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長 （P 商業・産業事業、ペーパーラボ事業、企画設計担当） 兼 P 商業・産業事業部長
Keith Kratzberg	執 行 役 員	Epson America, Inc. President
大 塚 勇	執 行 役 員	エプソンアトミックス株式会社 代表取締役社長
阿 部 栄 一	執 行 役 員	人的資本・健康経営本部長
市 川 和 弘	執 行 役 員	技術開発本部長 兼 地球環境戦略推進室長
内 藤 恵二郎	執 行 役 員	マニファクチャリングソリューションズ事業部長
吉 田 佳 史	執 行 役 員	マニファクチャリングソリューションズ事業部副事業部長 （自動化技術開発担当）
Andrea Zoeckler	執 行 役 員	Epson America, Inc. Senior Vice President
永 房 義 朗	執 行 役 員	Epson Europe B.V. President
細 野 聡	執 行 役 員	技術開発本部副本部長（基盤技術開発担当）
鈴 村 文 徳	執 行 役 員	エプソン販売株式会社 代表取締役社長
武 井 昭 文	執 行 役 員	Epson Precision (Philippines) , Inc. President マニファクチャリングソリューションズ事業部副事業部長
吉 田 潤 吉	執 行 役 員	プリンティングソリューションズ事業本部長
Samba Moorthy	執 行 役 員	Epson India Pvt. Ltd., Managing Director
山 田 陽 一	執 行 役 員	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長 （P オフィス・ホーム事業、要素設計担当） 兼 P オフィス・ホーム事業部長
高 相 知 郎	執 行 役 員	D X 推進本部長

氏名	地位	担当
吉 野 泰 徳	執 行 役 員	経営戦略本部長 兼 ビジュアルプロダクツ事業部長
宮 坂 敏 明	執 行 役 員	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長 (品質保証・生産技術・生産管理担当)
林 昌 志	執 行 役 員	ウェアラブル機器事業部長
水 上 昌 治	執 行 役 員	経営管理本部副本部長 (法務・コーポレートガバナンス、G X 担当) 兼 グローバル経営基盤 (業務プロセス・I T) 変革プロジェクト部長
小 林 利 彦	執 行 役 員	知的財産本部長
Siew Jin Kiat	執 行 役 員	Epson Singapore Pte. Ltd. Managing Director
村 田 すなお	専 門 役 員	D X 推進本部 テーマ担当 (全社IT技術)

注8. 当事業年度末日後の執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
深 石 明 宏	執行役員 営業本部長	執行役員 Epson (China) Co., Ltd. 董事長 兼 総経理	2024年4月1日
武 井 昭 文	執行役員 生産企画本部副本部長 (加工技術、生産システム企画担当) 兼 マニファクチャリングソリューションズ事業部副事業部長 (自動化技術開発担当)	執行役員 Epson Precision (Philippines) , Inc. President マニファクチャリングソリューションズ事業部副事業部長	2024年4月1日
高 相 知 郎	執行役員 ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 D X 推進本部副本部長 (D X 戦略全般担当)	執行役員 D X 推進本部長	2024年4月1日
吉 野 泰 徳	執行役員 経営戦略本部長 兼 マニファクチャリングソリューションズ事業部長	執行役員 経営戦略本部長 兼 ビジュアルプロダクツ事業部長	2024年4月1日
水 上 昌 治	執行役員 コンプライアンス担当役員 経営管理本部長 兼 サステナビリティ推進室長	執行役員 経営管理本部副本部長 (法務・コーポレートガバナンス、G X 担当) 兼 グローバル経営基盤 (業務プロセス・I T) 変革プロジェクト部長	2024年4月1日
則 松 力	執行役員 マイクロデバイス事業部長	マイクロデバイス事業部副事業部長 (半導体領域 品質・技術・生産管理・生産担当)	2024年4月1日

氏名	変更後	変更前	異動年月日
丸 山 進	執行役員 D X 推進本部長	D X 推進本部副本部長	2024年4月1日
Emile Pattiwael	執行役員 PT. Indonesia Epson Industry President	PT. Indonesia Epson Industry President	2024年4月1日
稲 穂 孝 則	執行役員 Epson Europe B.V. President	営業本部長	2024年4月1日
栗 林 治 夫	執行役員 エプソン販売株式会社 代表取締役社長	エプソン販売株式会社 取締役 兼 販売推進本部長	2024年4月1日
山 中 剛	執行役員 プリンティングソリューションズ 事業本部副事業本部長 (P 商業・産業事業、ペーパーラ ボ事業、企画設計担当) 兼 P 商業・産業事業部長	P 商業・産業事業部副事業部長 (小型プリンター・ラベルプリン ター担当)	2024年4月1日
内 田 昌 宏	執行役員 Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 董事長 兼 総経理	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 董事長 兼 総経理	2024年4月1日
福 田 俊 也	執行役員 I J S 事業部長	I J S 事業部長	2024年4月1日
内 藤 恵二郎	専門役員 経営戦略本部 テーマ担当 (中長期戦略)	執行役員 マニファクチャリングソリュー ションズ事業部長	2024年4月1日
吉 田 佳 史	専門役員 生産企画本部 テーマ担当 (成形自動化)	執行役員 マニファクチャリングソリュー ションズ事業部副事業部長 (自動化技術開発担当)	2024年4月1日

注9. 2024年3月31日をもって、下斗米信行氏、五十嵐人志氏、永房義朗氏および鈴木文徳氏は執行役員を退任し、村田すなお氏は専門役員を退任しました。

注10. 2024年4月1日をもって、則松力氏、丸山進氏、Emile Pattiwael氏、稲穂孝則氏、栗林治夫氏、山中剛氏、内田昌宏氏および福田俊也氏は執行役員に就任しました。

注11. 当社は、監査等委員会を支援する役割を担う監査等特命役員を選任しており、2024年3月31日現在の監査等特命役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
溝 口 芳 弘	監査等特命役員	監査等委員会室長

4.2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である松永真理氏、嶋本正氏、山内雅喜氏、川名政幸氏、白井芳夫氏、村越進氏および大塚美智子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

4.3 補償契約の内容の概要

当社は、以下の内容を概要とする補償契約を締結しております。

(1) 会社役員の氏名

碓井稔氏、小川恭範氏、瀬木達明氏、松永真理氏、嶋本正氏、山内雅喜氏、川名政幸氏、白井芳夫氏、村越進氏、大塚美智子氏

(2) 補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の要否およびその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

4.4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(1) 被保険者の範囲

- ①当社の取締役、執行役員、専門役員および監査等特命役員
- ②国内子会社の取締役および監査役
- ③当社および国内子会社の管理職従業員
- ④会社の要請または指示に基づき、当社および国内子会社以外の法人において役員の地位にある個人
- ⑤当社および国内子会社

(2) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社負担としており、被保険者の実質的な負担割合はありません。

(3) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および訴訟費用等）について填補されます。

(4) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

4.5 取締役の報酬等

(1) 報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	支給人員 (名)	基本報酬 (金銭)	業績連動報酬 賞与 (金銭)	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭)	合計
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	8 (4)	189 (39)	31 (一)	41 (一)	262 (39)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	82 (49)			82 (49)
合計	12	272	31	41	345

- 注1. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から役員持株会制度を導入しており、任意で基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。
なお、取締役会において決定する内規により、自社株式の保有基準を定め、株主の皆様に対して経営への責任姿勢を示すこととしております。
- 注2. 上記の支給額には、2024年6月25日開催の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与31百万円（代表権を有さない取締役会長、社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役2名に対する支払予定額）を含めております。
- 注3. 当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度の概要は下記（2）「決定方針の内容の概要」③に記載のとおりです。
- 注4. 役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みによる業績連動型株式報酬制度につきましては、2022年6月28日開催の定時株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度の導入をもって、既に付与済みのポイントに係る当社普通株式および当社普通株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付が完了し次第、終了を予定しております。
- 注5. 上記の譲渡制限付株式報酬の支給人員には、業務執行から独立した立場にある監査等委員でない取締役5名（代表権を有さない取締役会長および社外取締役）は含まれておりません。
- 注6. 上記の支給人員数には、2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名を含めております。
- 注7. 2006年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2024年6月25日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定の慰労金支給対象の取締役1名に対して、慰労金24百万円を支払う予定です。
- 注8. ストックオプションは付与しておりません。

(2) 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

<決定方針の決定方法>

決定方針については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会においてその内容を審議したうえで、取締役会において決定しております。

<決定方針の内容の概要>

①基本的な考え方

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」、業績連動報酬等である「賞与」、および非金銭報酬等である「譲渡制限付株式報酬」から構成されます。なお、業務執行を担当しない役員については、業務執行より独立した立場から、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、「基本報酬」は固定報酬のみを支給しており、「賞与」および「譲渡制限付株式報酬」は支給しておりません。

◆業務執行を担当する役員の報酬

- ・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高め、そのコミットメントを示せるものであること
- ・社内外から優秀な人材の確保およびリテンションが可能な水準設定であること
- ・在任期間中にもてる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

- ・役員報酬と当社株式価値との連動性を明確にし、株主との利益共有意識を強化できるものであること
- ・不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること
- ・報酬の決定プロセスは、透明性・客観性・公正性の高いものであること

◆業務執行を担当しない役員報酬

- ・経営全般の監督機能等を適切に発揮できるよう、独立性を担保できる報酬構成であること
- ・社内外から優秀な人材の確保およびリテンションが可能な水準設定であること

②監査等委員でない取締役の個人別の報酬等に係る決定方針および報酬等の額に対する割合の決定方針

- ・報酬等の内容・割合および割合の決定に関する方針の概要

報酬の種類	内容	割合および 割合の決定に関する方針
基本報酬	・役位および業務委嘱・業務委任内容等の役割の大きさ（以下「役割グレード」という。）に応じて決定される固定の金銭報酬 ・報酬は、在任期間中、毎月定期的に支給する。 ・会社の業績、その他の理由により、取締役会において増額または減額措置を講ずることがある。	基本報酬：45%～55% 年間総報酬額（※）に役位および役割グレードに応じた報酬比率を決定することとしております。 ※各取締役の役位および役割グレードにより算出する。
賞与	・単年度の業績指標や個人目標の達成度に基づき変動する業績連動の金銭報酬（年1回） ・賞与については、毎年株主総会の決議を経て支給することとしております。	賞与：25%～30% 年間総報酬額に役位および役割グレードに応じた報酬比率を決定することとしております。
株式報酬	・株主との一層の価値共有を進め、株価上昇および持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的とした株式報酬（年1回） ・詳細は、「③監査等委員でない取締役の非金銭報酬等に係る決定方針」のとおりです。	株式報酬：20%～25% 年間総報酬額に役位および役割グレードに応じた報酬比率を決定することとしております。

注. 監査等委員でない取締役（代表権を有さない取締役会長および社外取締役を除く）の当連結会計年度における報酬総額の構成比率は、基本報酬が53.7%、賞与が20.1%、株式報酬が26.2%となりました。

◆賞与

【業績指標の内容および選定理由】

短期インセンティブという賞与の性質を考慮し、業績との連動を図ることから、全社ROEを業績指標としております。

【算定方法】

賞与の支給額は、当事業年度末月における各役員の役位および役割グレードにより算出される年間総報酬に役位および役割グレード別の賞与比率を乗じた金額を賞与基準額に全社ROEの目標などの指標値に対する達成度に応じた係数（0%～200%）（※）および個人目標の達成度に応じた係数（±40%）を乗じて算出しております。

※ 係数は、勘案すべき変動要素が生じた場合は取締役報酬審議会にて審議のうえ補正をすることができ、取締役会において決議することとしております。

【業績指標の実績】

業績指標で使用した全社ROEは6.6%です。なお、当該全社ROEは2022年度以降取得分の自己株式を控除して計算しております。

③監査等委員でない取締役の非金銭報酬等に係る決定方針

◆譲渡制限付株式報酬

項目	内容
株式の種類	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものの）
募集方式	自己株式処分
割当対象者	取締役（ただし、社外取締役および監査等委員である取締役などの業務執行から独立した立場にある者ならびに海外居住者は除く）
報酬額の上限	年額 2 億円
上限株式数	20万株
譲渡制限期間	当社の取締役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任・退職する日までの間
株式報酬基礎額	各取締役の役位および役割グレードにより算出される年間総報酬額に、役位に応じた株式報酬比率（20％～25％）ならびに全社ROICおよびサステナビリティ目標等の指標に対する達成度による係数（いずれも80％～120％）（※）を乗じて得た報酬基礎額を、取締役会が定める1株当たりの譲渡制限付株式の価格で除して対象期間の割当株式数を算出することとしております。 ※ 係数は、勘案すべき変動要素が生じた場合は取締役報酬審議会にて審議のうえ補正をすることができ、取締役会において決議することとしております。
報酬支給額の決定	各取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額は、割当株式数に発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出することとしております。
譲渡制限期間満了以外の譲渡制限解除/無償取得の基本条件	（i）譲渡制限の内容 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとしております（以下「譲渡制限」という。）。 （ii）譲渡制限付株式の無償取得 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を無償で取得することとしております。 また、本割当株式のうち、(i)の譲渡制限期間が満了した時点において (iii) の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得することとしております。

譲渡制限期間満了以外の譲渡制限解除/無償取得の基本条件	(iii) 譲渡制限の解除 当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。 ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することとしております。 (iv) 組織再編等における取扱い 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとしております。 この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することとしております。
-----------------------------	--

④監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度の報酬額の決定について、透明性および客観性が確保されたプロセスを経て公正に審査するため、取締役会の決議により、取締役報酬審議会（社外取締役全員：委員長 白井芳夫氏、松永真理氏、嶋本正氏、山内雅喜氏、村越進氏、大塚美智子氏および代表取締役社長 小川恭範氏の7名で構成）に一任しております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役報酬審議会は委員の過半数を社外取締役とし、委員長は委員の互選により社外取締役の中から選任しております。

⑤監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関するその他の重要な事項

当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を無償取得することや、本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の相当額を支払わせる条項（マルス・クロールバック条項）を定めております。

＜当事業年度の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由＞

取締役会は以下の点を確認し、当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

- ・社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たこと
- ・監査等委員会において、取締役報酬審議会で審議された内容を共有・協議し、株主総会で陳述すべき事項がないとの報告を受けたこと

(3) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

<決定方針の決定方法>

決定方針については、監査等委員会において決定しております。

<決定方針の内容の概要>

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、監査等委員でない取締役の報酬等の内容および水準等を考慮して決定することとしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、固定報酬のみの支給としております。また、当該固定報酬の基本的な考え方は、「◆業務執行を担当しない役員の報酬」に記載のとおりであり、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会においてその内容を審議したうえで、取締役会において決定しております。

(4) 取締役の報酬等についての株主総会決議

取締役の報酬等の総額は、過去に開催された株主総会において、次のとおりとすることが決議されています。

役員区分	報酬の種類	株主総会の 決議の日	報酬の内容の概要	決議日時点の 役員の員数
監査等委員でない取締役	基本報酬	2016年6月28日	月額62百万円以内 (うち社外取締役分は月額 10百万円以内)	8名 (うち社外取締 役は2名)
	譲渡制限付株式報酬	2022年6月28日	・年額2億円以内 ・年20万株以内	3名
	業績連動型株式報酬 (役員報酬BIP信託)	2016年6月28日	3事業年度を対象として合 計500百万円以内、1年あ たりの付与ポイント総数の 上限は100,000ポイント (1ポイントは当社株式1株)	6名
監査等委員である取締役	基本報酬	2016年6月28日	月額20百万円以内	4名

4.6 社外取締役の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏名	取締役会における発言の状況および期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会への出席の状況 (出席率)
松 永 真 理	新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、オープンイノベーションの促進などの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取 締 役 会：13回中13回(100%)
嶋 本 正	経営者・技術者としての基盤技術や流通・サービス・産業関連システム等に関する豊富な経験と高い知見に基づき、情報サービス産業という別業種の企業経営に精通した全体経営の観点、DX・ITシステムの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取 締 役 会：10回中9回(90%)
山 内 雅 喜	経営者としての企業経営における高い見識と豊富な経験に基づき、企業経営の根幹に係る組織マネジメントやDX・IT、サステナビリティの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取 締 役 会：10回中10回(100%)

(2) 社外取締役 監査等委員

氏名	取締役会および監査等委員会における発言の状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会および監査等委員会への出席の状況 (出席率)
白 井 芳 夫	経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識に基づき、グローバルかつ自動車産業・商社という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取 締 役 会：13回中13回(100%) 監査等委員会：18回中18回(100%)
村 越 進	弁護士としての高度な専門的知見および日本弁護士連合会の会長など法曹界における豊富な経験と高い見識に基づき、法律の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取 締 役 会：13回中13回(100%) 監査等委員会：18回中18回(100%)
大 塚 美智子	公認会計士としての高度な専門的知見および上場企業における社外役員としての経験と高い見識に基づき、財務および会計の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取 締 役 会：13回中13回(100%) 監査等委員会：18回中18回(100%)

注. 嶋本正氏および山内雅喜氏の取締役会への出席回数は、2023年6月27日の定時株主総会での選任以降に開催された10回について集計しております。

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	171	—
連結子会社	42	—
合計	213	—

注1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と監査実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

注3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社35社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適当と監査等委員会が判断する場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査等委員会が、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から適正な監査の遂行に支障を及ぼすと判断する場合、監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制整備が可能であると判断する場合、またはその他必要と判断する場合には、監査等委員会はその決議により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出することを決定します。

6. 内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

6.1 内部統制システムの基本方針

当社の内部統制システムの基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、「経営理念」を礎とした「エプソンウェイ」を定め、当社および子会社から成る企業集団（以下「グループ全体」という。）で共有するよう努めている。当社は、「エプソンウェイ」に基づきグループ全体の業務が適正に行われるよう、内部統制システム（グループ全体における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

（※）「エプソンウェイ」とは、グループ全体の共通の価値観・行動様式である。グループ全体の根幹であり普遍的な考え方である「経営理念・EXCEED YOUR VISION」、経営理念に基づく価値観と行動の拠り所である「企業行動原則」等を総称したものである。

（1）コンプライアンス

- ① グループ全体のコンプライアンスに関する規程を制定し、組織体制等の基本事項を定める。
- ② 取締役会の諮問機関として、常勤の監査等委員を委員長とし、社外取締役および監査等委員により構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。また、会計監査人および内部監査統括部門の長は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に出席することができる。
- ③ コンプライアンス担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。また、CCOは、コンプライアンス委員会に対して、コンプライアンスにおける業務執行の状況を定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ全体に共通するテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス統括部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
- ⑤ グループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役等で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- ⑥ グループ全体で、実効性の高い通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の取締役会、監査等委員会、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
- ⑦ 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、コンプライアンス意識の浸透に努める。
- ⑧ 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- ⑨ 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を定める「企業行動原則」を遵守し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告の作成を重要な課題と認識し、社長の指示のもと、金融商品取引法の要請する評価・報告の範囲に限定することなく、経営として整備が必要と判断した範囲も含め、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用および評価できる体制を構築する。
- ② 財務報告内部統制の基本規程やその他の規程・基準類を整備し、グループ全体にその遵守を義務づける。
- ③ 財務報告に係る内部統制の構築・整備およびその運用が有効かつ適切に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(3) 業務執行体制

- ① 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- ② 組織管理・職務権限・業務分掌ならびに関係会社管理に関する規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
 - ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - イ. リスク管理の対応状況
 - ウ. 重要な業務執行の状況

(4) リスクマネジメント

- ① グループ全体のリスク管理体制を定める規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- ② グループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ全体に共通するリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理統括部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。

- ③ 会社に著しい影響を与え得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
- ④ 社長は、定期的に取り締役会にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

(5) 企業集団における業務の適正性確保

- ① グループ全体のマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ全体に共通するコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、グループ全体における業務の適正化に努める。
- ② 関係会社管理に関する規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループ全体として統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。
- ③ 内部監査に関する規程に基づき、内部監査部門は、各事業部門および本社の各主管部門による管理・監督機能から独立したモニタリング組織として、グループ全体における内部統制の体制と運用状況に関する監査を実施し、その結果を監査対象先の責任者に通知し、改善を求めるとともに、社長および監査等委員会に対してその内容を適時に報告することにより、グループ全体における業務の適正化に努める。

(6) 職務の執行に関する情報の保存および管理

- ① 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理・稟議・契約書管理に関する規程、その他関連規程に従って行い、全ての取締役は必要な文書等を閲覧できる体制とする。
- ② 情報セキュリティに関する規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

(7) 監査体制

- ① 監査等委員会は監査等委員会の監査等に関する規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、監査等委員でない取締役、執行役員および従業員からヒアリング等を実施することができる。
- ② 監査等委員は経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、監査等委員でない取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査等委員会に対し重要決裁書類を定期的に回付する。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置する。監査等委員会室長は監査等特命役員とするとともに、監査等委員会室に専属の従業員を配置する。また、監査等委員会室長および監査等委員会室に属する者は、監査等委員会を補助する職務に関し、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員でない取締役からの指揮命令を受けないものとし、その人事に関する事項は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- ④ 監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、内部監査部門等と監査等委員会との密接な連携を確保する体制とし、内部監査統括部門の長の任免は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。

- ⑤ 監査等委員会は、監査等委員会室の体制および内部監査部門等との連携体制等に関し、監査等委員会による監査の実効性を妨げる事情が認められる場合、代表取締役あるいは取締役会に対してその是正を求めることができる。
- ⑥ 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等について報告を受け、また必要に応じて、内部監査部門に対して具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門に対する監査等委員会と社長の指示が齟齬をきたす場合には、監査等委員会による指示が優先する。
- ⑦ 監査等委員会は監査等委員会の監査等に関する規程に基づき、監査等委員でない取締役、コンプライアンス統括部門およびリスク管理統括部門等から、グループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。なお、報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない体制とし、報告に基づき代表取締役あるいは取締役会等へ是正等を求める場合であっても、報告者が特定されない形とする。
- ⑧ 監査等委員会は会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- ⑨ 監査等委員会と代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監査等委員会が業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- ⑩ 監査等委員の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査等委員の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

なお、2024年2月22日開催の取締役会の決議により、内部統制システムの基本方針を一部改定しました。
主な改定点は次のとおりであり、下線部分が改定箇所です。(施行日：2024年4月1日)

◆当社の目指す内部統制システムの形を明記するための改定

(前文)

当社は、「経営理念」を礎とした「エプソンウェイ」を定め、当社および子会社から成る企業集団（以下「グループ全体」という。）で共有するよう努めている。当社は、「エプソンウェイ」に基づきグループ全体の業務が適正に行われるよう、内部統制システム（グループ全体における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、各組織が自ら課題を検出し、自ら解決する姿を目指した内部統制システム（自律分散型の内部統制）を整備する。

◆内部監査室長の人事考課についても監査等委員会による事前同意を得る旨を追記するための改定

(7) 監査体制

- ④ 監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、内部監査部門等と監査等委員会との密接な連携を確保する体制とし、内部監査統括部門の長の任免および人事考課は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。

6.2 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

(1)コンプライアンス

- ①コンプライアンスが業務執行において適切に執行されていることを監督するコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス活動の重要事項および通報制度の運用・通報状況について報告を受け審議・助言を行い、その結果を取締役会へ報告および意見具申しております。コンプライアンス活動の重要事項については、具体的には、コンプライアンスモニタリング結果、個別のコンプライアンス事案、およびグローバルコンプライアンス活動に関する審議を行っております。
- ②コンプライアンス活動およびリスク管理活動の推進状況については、重要事項の審議機関である経営会議において、定期的に報告および審議を行ったうえ、取締役会にも報告しております。
- ③通報制度として、通報窓口を設置するとともに、「エプソングループ通報制度規程」を整備し、通報の匿名性の確保、通報情報の管理および通報者への不利益行為の禁止等、通報制度の守るべき事項を定めております。通報窓口については、当社および国内・海外の子会社の役員、従業員、および派遣社員（以下「従業員等」）ならびに取引先が通報できる通報窓口を、当社内、子会社内または外部業者に設置しております。具体的には、当社および国内の子会社については、各社の従業員等が通報できる窓口である「エプソン・ヘルプライン」（内部通報窓口および外部業者に連絡する外部通報窓口）および取引先が通報できる取引先通報窓口を当社に設置する等しております。また、海外の子会社については、各社の従業員等が通報できる内部通報窓口および取引先が通報できる取引先通報窓口を各社に設置することに加え、海外の子会社の経営層のコンプラ

イアンス問題に関する通報を受け付ける「Epson Executive Compliance Hotline（グローバル通報窓口）」を当社に設置しております。当社および子会社における通報状況は、通報者が特定されない形で、定期的に取り締役会、監査等委員会、コンプライアンス委員会、および経営会議に報告しております。なお、当事業年度において、以上の通報窓口のうち、当社が設置する通報窓口では143件の通報を受け付け、対応しております。

- ④グループ全体のあるべき姿を示した「経営理念」を実現する行動原則であり、17の言語に翻訳し周知している「企業行動原則」を制定しております。合わせて、その読み解きである「エプソングローバル社員行動規範」をグループ社員に周知しております。
- ⑤グループ社員のコンプライアンス意識の向上のために、10月を「コンプライアンス月間」とし、CCOおよび各事業部門・各子会社の代表者がコンプライアンス意識の向上に関するメッセージを発信した他、「エプソングローバル社員行動規範」を理解し、何を実践するかを考える機会とした職場活動等を実施しております。また、CCOを補佐する地域CCO(R-CCO)を各地域に設置のうえ、グループ全体で共通の目標水準を設定し、グループ各社でのアセスメントに基づく改善活動等、全社のコンプライアンスレベルを引き上げる活動に取り組んでおります。
- ⑥コンプライアンスの意識向上と具体的な業務推進を目的として、CS・品質・環境・貿易管理等の月間・強化活動を通じて、責任者からのメッセージ発信やeラーニングを実施し、グループ社員のコンプライアンス意識向上を図っております。

(2)財務報告の適正性を確保するための体制

- ①財務報告内部統制の評価は、一般に公正妥当と認められる評価基準に準拠し実施しております。
- ②金融商品取引法の要請する評価・報告の範囲の事業部および子会社においては、財務報告内部統制の整備状況・運用状況を自己評価する「自律分散型評価体制」で評価し、グループ全体のJ-SOX主管部門がその評価結果の有効性を保証する体制で評価を実施しております。それ以外の経営が必要と判断した範囲の事業部および子会社においても、毎年、財務報告内部統制の自己評価を実施しております。このように、事業部および子会社が主体的に財務報告内部統制のPDCAを継続的に実施しており、グループ全体で財務報告の適正性の確保に努めております。

(3)業務執行体制

- ①2025年度に向かってグループ全体が目指すべき姿を描いた長期ビジョン「Epson 25 Renewed」に基づく中期経営計画および単年度の事業計画を推進しております。なお、2022年9月に、グループ全体の社会における存在意義・志を示した「パーパス」を制定し、長期ビジョン「Epson 25 Renewed」をはじめとした「ビジョン」を「パーパス」実現のために実践すべき戦略と位置付けております。
- ②取締役会を13回開催し、業績に関する事項、リスク管理の対応状況、および重要な業務執行の状況について報告および審議を行っております。なお、取締役会以外の場において、経営重要テーマ検討の初期段階で、社外取締役を含めた取締役会メンバーによるフリーディスカッションができる仕組みを導入し、取締役会の戦略機能の充実を図っております。

- ③職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、組織的、効率的かつ健全な会社運営を図るべく、組織管理・職務権限・関係会社管理等に関する規程・基準を整備しております。特に、グループマネジメントの基本事項を含む重要な規程は、グループ各社で共通の運用をしております。

(4) リスクマネジメント

- ①グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社重要リスク、事業に重大な影響を及ぼすリスクを事業重要リスク、子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクを関係会社重要リスクとして、それぞれ特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しております。また、その実施状況について、全社重要リスクについては四半期毎、事業重要リスクと関係会社重要リスクについては半期毎に経営会議および取締役会に報告しております。
- ②重要リスク発現時の初動対応手順として危機管理プログラムを整備しております。重要リスク発現時には危機管理プログラムに従って社長を委員長とする危機管理委員会を立ち上げ、初動対応を行っております。また、危機管理委員会対処事例については、四半期毎に経営会議および取締役会に報告しております。

(5) 企業集団における業務の適正性確保

- ①関係会社管理に関する規程に従い、子会社の業務執行の一部について、当社の事前承認または当社への報告がなされております。また、一定基準を満たす投資等については、当社取締役会にて審議のうえ、決議されております。
- ②当社内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づいて当社事業部門、本社部門および子会社等の監査を計画しました。それぞれの監査では「自律分散型」の内部統制を促進すべく、監査対象先による事前の自己診断を導入し、リスク分析を行ったうえで実地監査を実施しております。これらにより特定のテーマに絞った監査を含め19件の監査を実施するとともに、以前に実施した監査で検出された要改善事項の改善状況を確認するフォローアップ監査を実施しております。それらの結果は当社代表取締役社長および監査等委員会に定期報告され、統制上必要とされる対応が図られております。

(6) 職務の執行に関する情報の保存および管理

職務の執行に係る情報は、文書管理・情報セキュリティー等に関する規程に従って保存および管理しており、監査等委員を含む取締役は必要な情報を閲覧できる体制となっております。

(7) 監査体制

- ①常勤監査等委員および監査等委員会室長は、経営会議等の重要な会議に出席し職務の執行状況を確認しております。また、重要決裁書類の回付を受けて点検しております。
- ②監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室を設置しております。
- ③監査等委員会は、監査等委員ではない社外取締役も含めて代表取締役との定期的な会合を行っております。
- ④監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査進捗および監査結果報告等の協議を会計監査人と定期的に行っております。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて会計監査人の監査に同行して監査の実効

性を高めるよう努めております。なお、監査等委員会では会計監査人の選解任・不再任の参考情報として、毎年、国内の四大監査法人が公開している情報を検証しております。

- ⑤監査等委員会は期首に内部監査部門の監査計画を確認し、四半期毎に内部監査部門から定期報告を受けました。報告の際には会計監査人も同席し、情報共有を行っております。常勤監査等委員は、内部監査部門から月1回の定例報告を受けることで、グループ全体の管理の状況について確認を行っております。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて内部監査に同行して監査の実効性を高めるよう努める等、内部監査部門と監査等委員会とは密接に連携しております。
- ⑥監査等委員会は、監査等委員でない取締役、執行役員また、執行役員でない事業部長、本部長、国内外の主要子会社の取締役・監査役および内部監査部門にヒアリングを行い、グループ全体の管理の状況について説明を受けております。また、常勤監査等委員は、コンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門、本社主管部門、および国内子会社監査役等からも定期的に報告を受け、管理の状況について確認を行っております。
- ⑦監査等委員の職務執行に必要な費用についてはあらかじめ適切に予算を計上し、緊急または臨時に生じた必要な費用も含め、当社は速やかに費用支払いを行いました。
- ⑧なお当社では、常勤監査等委員、内部監査部門、コンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門および監査等委員会室が定期的に意見交換を行い、グループ全体のリスク認識等について審議・共有を行う等、各組織が連携し一体となって、内部統制システムの整備・運用状況の確認とさらなる充実を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

7.1 基本方針

当社のあらゆる企業活動の中心にはパーパスがあります。当社が社会に対してどのような価値を提供する存在であるかを定めるとともに、当社ならではの存在意義と志を社内外に示すため、2022年9月にパーパス『『省・小・精』から生み出す価値で人と地球を豊かに彩る』を制定しました。そして、当社は、グループの価値観・行動様式を定めた「エプソンウェイ」の普遍的な考え方である経営理念を礎とし、ビジョンによりパーパスを実現することで社会へと新しい価値を提供します。これにより、将来にわたって持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案（以下「大量取得行為」といいます。）に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株式の大量取得行為に応じるか否かの株主の皆様のご判断は、適切に行われる必要があり、そのためには、当社株式の大量取得行為を行おうとする者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に必要な情報や意見等が提供されるとともに、それらを検討するために必要な時間が確保される必要があると考えております。

なお、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業内容や企業価値の源泉を十分に理解するとともに、役職員が一体となって価値創造にむけて取り組むこと、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことの重要性を理解する者であることが必要と考えております。

7.2 基本方針の実現に資する取り組みの概要

(1)基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、将来にわたって追求するありたい姿として設定した「持続可能でこころ豊かな社会の実現」に向け、「Epson 25 Renewed」を策定しています。

この長期ビジョンの下、当社は、常に社会課題を起点として、その解決に向けて私たちに何ができるか、私たちの技術を使ってどう課題解決し、社会に貢献できるか、という発想でビジネスを展開してまいります。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上する観点から、当該大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めたうえで、当該大量取得行為に対する当社取締役会の意見等を開示することで、株主の皆様が当該大量取得行為の是非

非を検討するために必要な期間および情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

7.3 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するためのものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、上記の基本方針に沿うものであります。さらに、これらの取り組みは、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】		
流動資産	933,487	892,505	流動負債	372,395	371,635
現金及び現金同等物	328,481	267,380	仕入債務及びその他の債務	159,827	159,658
売上債権及びその他の債権	212,781	201,801	未払法人所得税	8,279	5,798
棚卸資産	358,189	389,473	社債、借入金及びリース負債	29,688	38,613
未収法人所得税	10,116	7,655	その他の金融負債	2,731	3,337
その他の金融資産	1,995	2,164	引当金	12,703	11,327
その他の流動資産	21,923	24,030	その他の流動負債	159,163	152,900
非流動資産	479,606	449,069	非流動負債	229,564	242,461
有形固定資産	377,333	360,866	社債、借入金及びリース負債	175,095	194,668
無形資産	27,066	25,425	その他の金融負債	5,256	3,717
投資不動産	1,103	1,097	退職給付に係る負債	13,836	13,164
持分法で会計処理されている投資	2,244	2,102	引当金	8,856	8,252
退職給付に係る資産	4,543	1,447	その他の非流動負債	17,365	15,615
その他の金融資産	29,369	23,976	繰延税金負債	9,154	7,044
その他の非流動資産	1,827	2,220	負債合計	601,960	614,097
繰延税金資産	36,117	31,932	【資 本 の 部】		
資産合計	1,413,094	1,341,575	親会社の所有者に帰属する持分	810,992	727,352
			資本金	53,204	53,204
			資本剰余金	84,042	83,979
			自己株式	△55,455	△55,586
			その他の資本の構成要素	172,175	119,455
			利益剰余金	557,025	526,299
			非支配持分	141	125
			資本合計	811,134	727,477
			負債及び資本合計	1,413,094	1,341,575

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	1,313,998	1,330,331
売上原価	△857,331	△863,680
売上総利益	456,666	466,651
販売費及び一般管理費	△391,945	△371,544
その他の営業収益	2,497	7,022
その他の営業費用	△9,685	△5,083
営業利益	57,533	97,044
金融収益	15,252	8,639
金融費用	△2,714	△2,034
持分法による投資利益	23	105
税引前利益	70,094	103,755
法人所得税費用	△17,473	△28,703
当期利益	52,620	75,051
親会社の所有者に帰属する当期利益	52,616	75,043
非支配持分に帰属する当期利益	4	8
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目	6,421	9,619
確定給付制度の再測定	3,392	7,762
資本性金融商品の公正価値の純変動	3,029	1,857
純損益に振り替えられる可能性のある項目	50,283	28,241
在外営業活動体の換算差額	49,580	27,827
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	637	410
持分法適用会社に対する持分相当額	64	3
税引後その他の包括利益合計	56,704	37,861
当期包括利益合計	109,325	112,913
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	109,308	112,899
非支配持分に帰属する当期包括利益	16	13

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				確定給付制度 の再測定	資本性金融 商品の公正価値 の純変動	在外営業 活動体の 換算差額
2023年4月1日 残高	53,204	83,979	△55,586	－	5,711	114,972
当期利益	－	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	3,392	3,029	49,633
当期包括利益合計	－	－	－	3,392	3,029	49,633
自己株式の取得	－	－	△1	－	－	－
配当金	－	－	－	－	－	－
株式報酬取引	－	62	132	－	－	－
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	－	－	－	△3,392	△580	－
所有者との取引額等合計	－	62	131	△3,392	△580	－
2024年3月31日 残高	53,204	84,042	△55,455	－	8,159	164,605

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	合計				
2023年4月1日 残高	△1,227	119,455	526,299	727,352	125	727,477
当期利益	－	－	52,616	52,616	4	52,620
その他の包括利益	637	56,692	－	56,692	12	56,704
当期包括利益合計	637	56,692	52,616	109,308	16	109,325
自己株式の取得	－	－	－	△1	－	△1
配当金	－	－	△25,862	△25,862	△0	△25,862
株式報酬取引	－	－	－	195	－	195
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	△3,972	3,972	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	△3,972	△21,889	△25,668	△0	△25,668
2024年3月31日 残高	△589	172,175	557,025	810,992	141	811,134

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位: 百万円)

科 目	金 額	前期金額	科 目	金 額	前期金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	52,620	75,051	投資有価証券の取得による支出	△1,371	△827
減価償却費及び償却費	68,682	68,696	投資有価証券の売却による収入	1,004	154
減損損失及び減損損失戻入益 (△は益)	1,339	1,966	有形固定資産の取得による支出	△49,570	△50,551
金融収益及び金融費用 (△は益)	△12,537	△6,604	有形固定資産の売却による収入	404	1,058
持分法による投資損益 (△は益)	△23	△105	無形資産の取得による支出	△7,023	△8,545
固定資産除売却損益 (△は益)	532	△716	無形資産の売却による収入	15	21
法人所得税費用	17,473	28,703	投資不動産の売却による収入	—	1,985
売上債権の増減額 (△は増加)	4,370	△22,131	その他	△2,440	△4,897
棚卸資産の増減額 (△は増加)	71,097	△60,253	投資活動によるキャッシュ・フロー	△58,981	△61,602
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,921	△1,645	財務活動によるキャッシュ・フロー		
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	663	△799	短期借入金純増減額 (△は減少)	502	9
その他	△10,957	11,100	長期借入金の返済による支出	—	△18,000
小計	185,340	93,260	社債の償還による支出	△30,000	—
利息及び配当金の受取額	4,931	3,339	リース負債の返済による支出	△10,033	△10,003
利息の支払額	△1,821	△1,208	配当金の支払額	△25,862	△21,313
法人所得税の支払額	△22,879	△34,080	非支配持分への配当金の支払額	△0	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー	165,570	61,311	自己株式の取得による支出	△1	△30,042
			財務活動によるキャッシュ・フロー	△65,395	△79,349
			現金及び現金同等物の為替変動による影響	19,907	11,781
			現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	61,100	△67,859
			現金及び現金同等物の期首残高	267,380	335,239
			現金及び現金同等物の期末残高	328,481	267,380

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結子会社の数 78社

持分法適用関連会社の数 3社

詳細は、「事業報告 1.10 重要な親会社および子会社の状況」に記載しております。

（連結子会社の変動理由）

（増加1社）

新規設立によるもの1社

Epson Middle East FZCO

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

（i）当初認識および測定

金融資産は、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。ただし、当初認識後の測定（事後測定）において純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の当該取引費用は、純損益として認識しております。

金融資産は、当該金融商品の契約条項の当事者になった取引日に当初認識しております。

(ii) 分類および事後測定

金融資産は、当初認識時に、事後測定において償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。

(a) 次の条件がともに満たされる金融資産は、償却原価で測定するものに分類しております。

- 1) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- 2) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) 次の条件がともに満たされる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類しております。

- 1) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- 2) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(c) 上記を除く金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類しております。

ただし、資本性金融商品のうち、売買目的保有でないなど特定の投資でその他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益累計額に累積された評価損益を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については各連結会計年度の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に認識を中止しております。

(iv) 減損

金融資産に係る減損については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

エプソンは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、営業債権、契約資産およびリース債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

(a) 一定範囲の生じうる結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

(b) 貨幣の時間価値

(c) 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

減損が認識された金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額し、減損損失を純損益として認識しております。減損認識後に生じた事象により減損損失が減少する場合は、当該減少額を貸倒引当金を通じて純損益に戻入れております。

② デリバティブ

エプソンは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得または損失は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体の純投資ヘッジの有効な部分は、その他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおります。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 資産の減価償却または償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

各資産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物：10～35年
- ・機械装置及び運搬具：4～17年

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

② 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。耐用年数を確定できる無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア：3～10年

なお、見積耐用年数および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行っておりません。

③ 使用権資産

使用権資産は、通常、リース期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

④ 投資不動産

投資不動産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。減価償却を行う投資不動産のうち主要な投資不動産の見積耐用年数は35年であります。

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

(3) 引当金の計上基準

エプソンは、過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くかつ当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、債務を決済するために要すると見積られた支出の現在価値で測定しております。

(4) 退職後給付に係る会計処理の方法

エプソンは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。エプソンは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎連結会計年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の純額を資産上限額に制限することによる影響の調整を含む）を控除して算定しております。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、制度改訂または縮小が発生した時、あるいは関連するリストラクチャリング費用または解雇給付を認識した時のいずれか早い期において、純損益として認識しております。

確定拠出制度に支払うべき掛金は、純損益として認識しております。

(5) 収益の計上基準

エプソンは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

エプソンは、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売については、通常は製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、エプソンの履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引、割戻等を控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約において複数の履行義務が含まれる場合においては、個々の製品の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能でない場合は、個々に販売された場合における販売価格を見積り、それらに基づき取引価格を配分しております。

(6) 外貨換算の方法

エプソンの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場またはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産および負債は連結会計年度末日の直物為替相場により、収益および費用は取引日の直物為替相場またはそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、その他の包括利益として認識していた当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を、処分した期の純損益として認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

エプソンは、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略を公式に指定し、文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法等を含んでおります。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、指定した財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

エプソンは、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係を以下の様に分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの利得または損失は、純損益として認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジ対象に対して有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引または確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、または他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了または行使された場合もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、予定取引または確定約定が発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジ対象に対して有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、有効でない部分は、純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(8) のれんに係る会計処理の方法

企業結合により取得したのれんは、取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは、償却を行わず、事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年および減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しております。のれんについて認識した減損損失は、純損益として認識し、以降の期間において戻入れを行っておりません。

会計方針の変更に関する注記

(IAS第12号「法人所得税」の適用)

エプソンは、IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)を当連結会計年度から適用しております。なお、当該基準書の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

会計上の見積りに関する注記

エプソンの連結計算書類は、収益および費用、資産および負債の測定ならびに連結会計年度末日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積りおよび仮定を含んでおります。これらの見積りおよび仮定は過去の実績および連結会計年度末日において合理的であると考えられる様々な要素を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよび仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積りおよび仮定の見直しによる影響は、その見積りおよび仮定を見直した期間およびそれ以降の期間において認識しております。

見積りおよび仮定のうち、エプソンの連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定は、以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

エプソンは、有形固定資産、のれん、無形資産、投資不動産および使用権資産（以下「資産」という。）について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合または資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、減損テストを実施しております。

減損テストは、資産または資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、資産または資金生成単位の処分費用控除後の公正価値または使用価値のいずれか高い金額で算定しており、その算定に際しては、資産の耐用年数や将来キャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、売上収益の成長見込み等の仮定を含めた、経営者によって承認された事業計画等を基礎としております。事業計画等の策定以降の期間において見積りを要する場合には、将来の不確実性を考慮しております。なお、当該将来キャッシュ・フローには、資産または資金生成単位の処分により受け取る正味のキャッシュ・フローも含めております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上した有形固定資産（使用権資産を含む）、のれんおよび無形資産、投資不動産の金額は、それぞれ377,333百万円、27,066百万円、1,103百万円であり、減損損失の金額は1,339百万円であります。

(2) 退職後給付

エプソンは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率など様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上した退職給付に係る資産の金額は4,543百万円、退職給付に係る負債の金額は13,836百万円であります。

(3) 引当金

エプソンは、製品保証引当金や資産除去債務等、種々の引当金を計上しております。

これらの引当金は、連結会計年度末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定を含む引当金の主なものは以下のとおりであります。

① 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による見積額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該見積額を計上しております（当連結会計年度末残高14,567百万円）。

② 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発または通常の使用によって生じ、エプソンによる当該有形固定資産の除去費用の支出が要求されているものにそなえ、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております（当連結会計年度末残高3,942百万円）。

③ 訴訟損失引当金

訴訟中または訴訟のおそれがある案件等の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、各連結会計年度末において必要と認めた合理的な見積額を計上しております（当連結会計年度末残高645百万円）。

(4) 法人所得税

エプソンは、世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、未払法人所得税および当期税金費用を計上しております。

未払法人所得税および当期税金費用の算定に際しては、課税対象企業および管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯等、様々な要素を勘案した見積りおよび判断が必要となります。

そのため、計上された未払法人所得税および当期税金費用と、実際に納付する法人所得税の金額が異なる可能性があり、その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識してお

ります。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、売上収益の成長見込み等の仮定を含めた事業計画等に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期およびその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上した法人所得税費用の金額は17,473百万円、繰延税金資産の金額は36,117百万円であります。

(5) 偶発事象

偶発事象は、連結会計年度末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については、「その他の注記 2. 偶発事象」に記載しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
売上債権及びその他の債権 1,009百万円
その他の金融資産（非流動資産） 38百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 1,169,895百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数
普通株式 385,022,278株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	(注1) 13,597百万円	41円	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年10月27日 取締役会	普通株式	(注2) 12,274百万円	37円	2023年9月30日	2023年11月30日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、付議します。

決 議 予 定	株式の種 類	配当金の総額	配当の原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	(注) 12,274百万円	利益剰余金	37円	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

エプソンは、資金運用については資金の保全を前提とした上で、安全性および流動性を考慮し、資金効率を最も高められる運用手段を適宜選択しております。また資金調達については、現在、銀行借入および社債等によって行っております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

エプソンは、財務の健全性・柔軟性および資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については格付け、資本収益性についてはROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）ならびにROIC（投下資本利益率）を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

エプソンは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部門は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の経営会議に報告しております。

また、エプソンの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

エプソンの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、主に、余資運用のためまたは政策的な目的のため保有している株式・債券等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、エプソンが為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

エプソンは、債権管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額または取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部門は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

エプソンは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、資金管理規程に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部門は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

(4) 流動性リスク

エプソンは、借入金、社債等により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

エプソンは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部門は、定期的に、手許流動性および有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。エプソンは、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手許流動性を適正に維持し、さらに外部金融環境等も勘案したうえで、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク

エプソンは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- ① エプソンの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引および、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、エプソンの各機能通貨建ての損益およびキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- ② エプソンの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、エプソンの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- ③ エプソンの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、エプソンの損益が為替変動の影響を受けるリスク

①のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点または債権債務確定時点において、デリバティブ等を利用したヘッジを行っております。原則として外貨建て営業債権債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用してヘッジしております。②および③のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

エプソンは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、為替管理規程に基づき、為替相場の現状および見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の為替管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務部門は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

(6) 金利リスク

エプソンの金利リスクは、現金同等物等および有利子負債から生じます。借入金および社債のうち、変動金利によるものは、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動の影響を受ける可能性があります。固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

エプソンは、市場金利の変動に対応して、金利スワップ取引の利用や、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。なお、金利スワップ取引等につきましては、資金管理規程に基づき、財務担当役員による承認を受けたうえで、実行しております。

(7) 市場価格の変動リスク

エプソンは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。なお、短期売買目的で保有する資本性

金融商品はなく、政策投資目的で保有しているため、活発に売却することはしておりません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(株式および債券)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値は、入手可能なデータ等を勘案し、類似企業の直近取引価格および将来キャッシュ・フローを割り引く方法等の評価方法により見積っております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、エプソンの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(社債)

当社の発行する社債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

エプソンは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、各連結会計年度の末日に発生したものとして認識しております。

① 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。なお、以下の表に表示されていない償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は近似

しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融負債					
借入金	49,070	—	48,963	—	48,963
社債	119,781	—	118,571	—	118,571
合計	168,851	—	167,534	—	167,534

借入金、社債には1年以内返済予定または償還予定の残高を含めて表示しております。

② 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	649	—	649
株式	12,623	—	7,529	20,153
債券	—	—	151	151
合計	12,623	649	7,681	20,953
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	2,581	—	2,581
合計	—	2,581	—	2,581

当連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
期首残高	5,351
利得及び損失	
純損益（注）	16
その他の包括利益	941
購入	1,371
期末残高	7,681

（注）連結包括利益計算書の「その他の営業収益」および「その他の営業費用」に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

セグメント別の売上収益を、事業別に分解しています。これらの分解した売上収益とセグメント別の売上収益との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	売上収益
プリンティングソリューションズ事業セグメント	918,656
オフィス・ホームプリンティング事業	650,833
商業・産業プリンティング事業	267,936
事業間売上収益	△113
ビジュアルコミュニケーション事業セグメント	217,462
マニファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメント	179,914
マニファクチャリングソリューションズ事業	24,770
ウェアラブル機器事業	34,753
マイクロデバイス事業 他	104,333
PC事業	19,639
事業間売上収益	△3,582
その他（注1）	△2,035
合計	1,313,998
顧客との契約から認識した収益	1,310,348
その他の源泉から認識した収益（注2）	3,649

（注1）「その他」には、セグメントに帰属しない売上収益およびセグメント間取引消去が含まれております。

（注2）「その他の源泉から認識した収益」には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれております。

エプソンは、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、マニファクチャリング関連・ウェアラブル事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売については、通常は製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、エプソンの履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。一部の製品において機器の設置や据付等の作業を伴う場合がありますが、そうした場合は当該作業が完了し顧客の受け入れが得られた時点で、エプソンの履行義

務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、エプソンは、製品販売時に延長保証等の保守に関するオプションを提供しております。こうした保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されると判断しており、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

なお、当該製品の販売にかかる取引の対価を製品の引渡前に前受金として受領する場合や当該保守契約にかかる取引の対価を締結時に一括で前受けにより受領している場合等について、履行義務が充足するまで契約負債を認識しております。

エプソンは、顧客である販売代理店等に対し、所定の目標の達成等を条件としたリベート等を付けて販売する場合がありますが、その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積りを控除した金額で算定しております。なお、リベート等の見積りは、過去の傾向や直近の情報などに基づく合理的な方法により算定しており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、主として1年以内に、顧客ごとに定める条件に応じ受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	201,801	212,781
契約負債	28,415	30,742
流動負債	14,814	15,364
非流動負債	13,601	15,377

当連結会計年度において、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,445.52円 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 158.68円 |

注. 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数および期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当連結会計年度において信託が所有する期末自己株式数は109,170株、期中平均株式数は121,300株であります。

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得（以下、「本取得」という。）に係る事項を決議いたしました。

（1）本取得を行う理由

資本効率のさらなる向上および積極的な株主還元

（2）本取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 17,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：5.12％） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 30,000百万円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2024年7月18日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け（証券会社による取引一任方式） |

なお、今回新たに取得する自己株式につきましては、今後、全株式を消却する方針であります。

その他の注記

1. 減損損失

エプソンは、原則として、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分を基準に、資金生成単位をグルーピングしております。処分予定資産（廃棄・売却による処分等が予定されている資産）および遊休資産については、個別に減損の要否を検討しております。

当連結会計年度において認識した減損損失は、主としてマニユファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントに含まれるマニユファクチャリングソリューションズ事業において、中国における景気低迷やローカルメーカーの台頭等の市場環境の変化に加え、成長に向けた人的投資の継続により、収益性の改善に時間を要する見込みであることから、同事業の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであり、減損損失606百万円を計上しております。回収可能価額（5,044百万円）は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は不動産鑑定評価額等に基づいており、公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

2. 偶発事象

重要な訴訟

訴訟については、一般的に不確実性を含んでおり、経済的便益の流出可能性についての信頼に足る財務上の影響額の見積りは困難です。経済的便益の流出可能性が高くない、または財務上の影響額の見積りが不可能な場合には引当金は計上しておりません。

エプソンに係争している重要な訴訟は、以下のとおりであります。

（インクジェットプリンターの著作権料に関する民事訴訟）

当社の連結子会社であるEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、2010年6月にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBELに対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、La SCRL REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、かかる訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】		
流動資産	465,596	460,936	流動負債	198,683	196,830
現金及び預金	70,053	57,194	支払手形	5,692	3,840
受取手形	206	195	買掛金	90,692	83,170
売掛金	167,162	173,287	1年内償還予定の社債	10,000	30,000
有価証券	71,000	40,000	1年内返済予定の長期借入金	9,000	—
商品及び製品	6,780	5,940	リース債務	91	91
仕掛品	18,102	21,299	未払金	55,224	49,192
原材料及び貯蔵品	25,239	24,525	未払費用	7,481	8,140
短期貸付金	69,294	97,622	未払法人税等	843	217
未収入金	25,749	26,282	預り金	4,189	3,476
その他	12,164	14,587	賞与引当金	11,801	14,603
貸倒引当金	△154	—	役員賞与引当金	73	66
固定資産	362,052	357,598	製品保証引当金	615	611
(有形固定資産)	(168,117)	(167,034)	その他	2,977	3,419
建物	81,012	83,287	固定負債	175,187	199,337
構築物	3,293	3,245	社債	110,000	120,000
機械及び装置	45,810	45,301	長期借入金	39,500	48,500
車両運搬具	25	35	リース債務	923	1,014
工具、器具及び備品	6,714	6,526	退職給付引当金	21,023	25,941
土地	27,176	27,186	製品保証引当金	186	129
建設仮勘定	4,084	1,451	資産除去債務	2,750	2,773
(無形固定資産)	(14,599)	(12,353)	その他	803	979
ソフトウェア	12,739	10,041	負債合計	373,871	396,168
その他	1,859	2,311	【純 資 産 の 部】		
(投資その他の資産)	(179,335)	(178,211)	株主資本	448,086	419,416
投資有価証券	12,388	9,649	資本金	53,204	53,204
関係会社株式	124,852	124,883	資本剰余金	84,409	84,321
長期前払費用	3,039	3,621	資本準備金	84,321	84,321
繰延税金資産	37,347	38,055	その他資本剰余金	88	—
その他	1,725	2,018	利益剰余金	365,847	337,397
貸倒引当金	△19	△17	利益準備金	3,132	3,132
資産合計	827,648	818,535	その他利益剰余金	362,714	334,264
			繰越利益剰余金	362,714	334,264
			自己株式	△55,375	△55,506
			評価・換算差額等	5,690	2,950
			その他有価証券評価差額金	6,267	4,164
			繰延ヘッジ損益	△576	△1,214
			純資産合計	453,777	422,366
			負債純資産合計	827,648	818,535

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	857,780	969,999
売上原価	784,031	873,622
売上総利益	73,749	96,376
販売費及び一般管理費	82,155	77,676
営業利益又は営業損失 (△)	△8,406	18,700
営業外収益	72,119	62,359
受取利息及び配当金	57,040	49,627
為替差益	12,760	10,377
その他	2,318	2,354
営業外費用	4,022	3,950
支払利息	585	666
その他	3,437	3,284
経常利益	59,690	77,109
特別利益	927	1,022
固定資産売却益	77	1,022
投資有価証券売却益	850	—
特別損失	1,032	2,166
固定資産売却損	4	4
固定資産除却損	122	246
減損損失	808	1,489
子会社株式評価損	96	—
投資有価証券売却損	—	425
税引前当期純利益	59,585	75,965
法人税、住民税及び事業税	5,064	3,535
法人税等調整額	198	2,499
法人税等合計	5,263	6,034
当期純利益	54,322	69,931

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年4月1日 残高	53,204	84,321	—	84,321	3,132	334,264	337,397
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△25,872	△25,872
当期純利益	—	—	—	—	—	54,322	54,322
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	88	88	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	88	88		28,449	28,449
2024年3月31日 残高	53,204	84,321	88	84,409	3,132	362,714	365,847

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日 残高	△55,506	419,416	4,164	△1,214	2,950	422,366
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△25,872	—	—	—	△25,872
当期純利益	—	54,322	—	—	—	54,322
自己株式の取得	△1	△1	—	—	—	△1
自己株式の処分	132	221	—	—	—	221
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	2,102	637	2,740	2,740
事業年度中の変動額合計	130	28,669	2,102	637	2,740	31,410
2024年3月31日 残高	△55,375	448,086	6,267	△576	5,690	453,777

注：記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…当事業年度末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

15～35年

機械及び装置

7～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア

3～5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟中または訴訟のおそれがある案件等の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当事業年度末において必要と認めた合理的な見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

4. 収益の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、マニファクチャリング関連・ウェアラブル事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売については、通常は製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約において複数の履行義務が含まれる場合においては、個々の製品の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能でない場合は、個々に販売された場合における販売価格を見積り、それらに基づき取引価格を配分しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等
…入出金外貨額

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、収益および費用、資産および負債の測定ならびに事業年度末日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積りおよび仮定を含んでおります。これらの見積りおよび仮定は、過去の実績および事業年度末日において合理的であると考えられる様々な要素を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよび仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積りおよび仮定の見直しによる影響は、その見積りおよび仮定を見直した期間およびそれ以降の期間において認識しております。

見積りおよび仮定のうち、当社の計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定は、以下のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

当事業年度において計上した有形固定資産、無形固定資産の金額は、それぞれ168,117百万円、14,599百万円であり、減損損失の金額は808百万円であります。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (1) 非金融資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(2) 退職後給付

当事業年度において計上した退職給付引当金の金額は21,023百万円であります。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (2) 退職後給付」に記載した内容と同一であります。

(3) 引当金

当事業年度末において製品保証引当金802百万円を計上しております。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (3) 引当金」に記載した内容と同一であります。

(4) 法人税等

当事業年度において計上した法人税等の金額は5,263百万円、繰延税金資産の金額は37,347百万円であります。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (4) 法人所得税」に記載した内容と同一であります。

(5) 偶発事象

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (5) 偶発事象」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	657,385百万円
2. 保証債務	
関係会社の借入債務に対して次のとおり保証を行っております。	
PT. Epson Batam	1,664百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	234,821百万円
長期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	91,533百万円
長期金銭債務	718百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	795,357百万円
仕入高	501,875百万円
その他の営業取引	35,341百万円
営業取引以外の取引	58,542百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の総数	
自己株式	53,398,912株

注. 自己株式の総数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式109,170株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産償却超過額	15,570百万円
棚卸資産評価減	7,254百万円
退職給付引当金	6,401百万円
株式評価減	5,523百万円
賞与引当金	3,615百万円
繰越欠損金	611百万円
その他	7,808百万円
繰延税金資産小計	46,786百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,842百万円
評価性引当額小計	△7,842百万円
繰延税金資産合計	38,943百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△1,083百万円
有形固定資産（資産除去債務）	△373百万円
その他	△138百万円
繰延税金負債合計	△1,595百万円
繰延税金資産の純額	37,347百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
エプソン販売 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	89,621	売掛金	15,783
秋田エプソン 株式会社	所有 直接100%	当社製品の 製造委託	必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	10,400
Epson America, Inc.	所有 間接100%	米州地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	243,432	売掛金	62,153
			必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	12,307
Epson Europe B.V.	所有 直接100%	欧州地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	186,114	売掛金	31,772
			必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	13,866
Epson Precision (Philippines), Inc.	所有 直接100%	当社製品の 製造委託	製品の購入 (注4)	179,283	買掛金	18,426
					未収入金	2,073
PT. Indonesia Epson Industry	所有 直接100%	当社製品の 製造委託 役員の兼任	製品の購入 (注4)	131,044	買掛金	15,464
					未収入金	2,214
Epson (China) Co., Ltd.	所有 直接100%	中国地域統括 会社 当社製品の販売	製品の販売 (注1)	89,237	売掛金	13,870
Epson Singapore Pte. Ltd.	所有 直接100%	東南アジア地域 統括会社 当社製品の販売	製品の販売 (注1)	60,999	売掛金	10,231

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。

注2. 必要資金の貸付および余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。

注3. 必要資金の貸付および余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで都度資金移動を行っていることから、取

引金額欄への記載は行っておりません。

注4．購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1． 1株当たり純資産額	1,368.35円
2． 1株当たり当期純利益	163.82円

注． 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数および期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数は109,170株、期中平均株式数は121,300株であります。

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得（以下、「本取得」という。）に係る事項を決議いたしました。

（1）本取得を行う理由

資本効率のさらなる向上および積極的な株主還元

（2）本取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 17,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：5.12%）
- ③ 株式の取得価額の総額 30,000百万円（上限）
- ④ 取得期間 2024年7月18日～2025年3月31日
- ⑤ 取得方法 東京証券取引所における市場買付け（証券会社による取引一任方式）

なお、今回新たに取得する自己株式につきましては、今後、全株式を消却する方針であります。

その他の注記

減損損失

当社は、原則として、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分を基準に、資金生成単位をグルーピングしております。処分予定資産（廃棄・売却による処分等が予定されている資産）および遊休資産については、個別に減損の可否を検討しております。

当事業年度において認識した減損損失は、マニユファクチャリングソリューションズ事業において、中国における景気低迷やローカルメーカーの台頭等の市場環境の変化に加え、成長に向けた人的投資の継続により、収益性の改善に時間を要する見込みであることから、同事業の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであり、減損損失482百万円を計上しております。回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 薄 井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 卓 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 見 並 隆 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 薄 井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 卓 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 見 並 隆 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みの判断及びその理由については、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

セイコーエプソン株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 川 名 政 幸
監査等委員 白 井 芳 夫
監査等委員 村 越 進
監査等委員 大 塚 美智子

（注）監査等委員 白井芳夫、村越進及び大塚美智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

環境に向けた取り組み



地球環境の問題は待ったなしの状況にあります。エプソンは環境を経営の中心に据える強い意思のもと、2021年3月に環境ビジョンを改定し、下記の通り高い目標を掲げました。

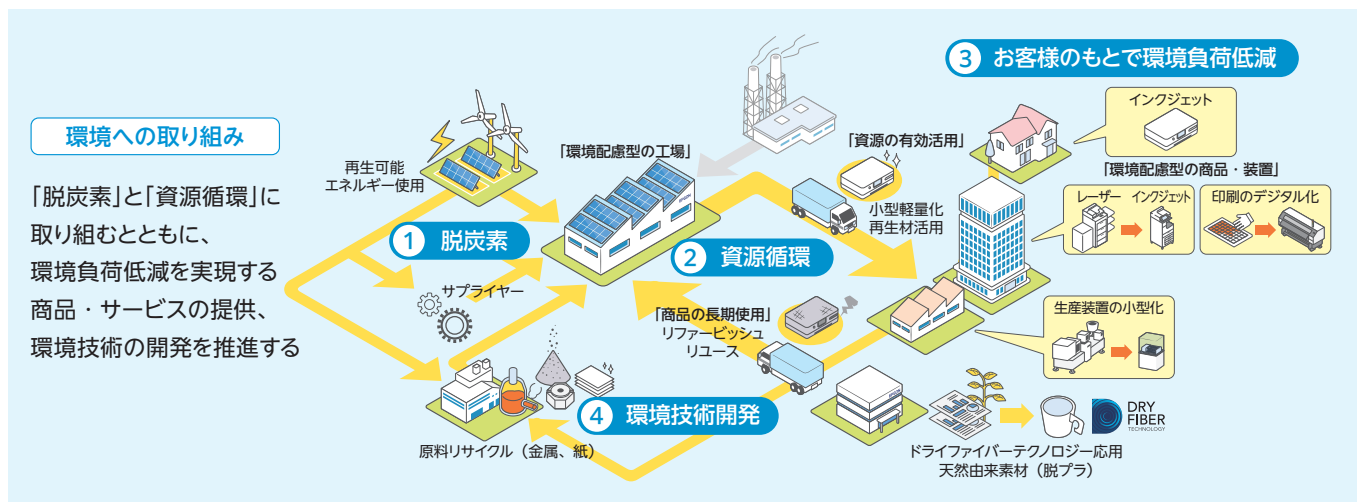
長年培ってきた「省・小・精の技術」は、製品の環境性能向上やバリューチェーンを通じた環境負荷低減を目指すうえで大きな強みとなっています。この技術をさらに磨き上げると同時に、環境への取り組みにより一層注力することで、エプソンの商品・サービスすべてをさらに環境に良いものに進化させていきます。

代表取締役社長 小川 恭範

環境ビジョン
2050

2050年に「カーボンマイナス」と「地下資源*消費ゼロ」を達成し、持続可能でこころ豊かな社会を実現する

* 原油、金属などの枯渇性資源



2023年度 取り組みの進捗報告

1

脱炭素

グローバル全拠点^{*1}の使用電力を100%再生可能エネルギー化



国内の製造業で初めて^{*2}、グローバル全拠点の再エネ化を完了。これにより、エプソングループの年間使用電力量約876GWh^{*3}のすべてを再エネ化することになり、二酸化炭素およそ年間40万トンの削減効果を生み出します。

再エネ 100%への 取り組み

- 2021年 3月 グローバルでの再エネ化達成を宣言
- 2021年11月 国内全拠点で達成
- 2023年12月 グローバル全拠点^{*1}で達成

^{*1} 一部、販売拠点などの電力量が特定できない貸借物件は除く

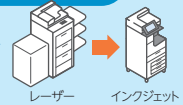
^{*2} 日本のRE100加盟企業の内。2024年1月9日時点(エプソン調べ)

^{*3} 2022年度実績。CGS(コージェネレーションシステム)発電および自家発電分の電力を含む

3

お客様のもとの環境負荷低減

ラインインクジェット複合機^{*}が「2023年度省エネ大賞 資源エネルギー庁長官賞」を受賞



熱圧着のためエネルギーを多く必要とするレーザー方式のオフィス複合機に対し、エプソンは熱を使わないインク吐出技術(Heat-Free Technology)を採用。省エネ性能を評価されての受賞です。



^{*} WorkForce Enterprise LM-C6000・LM-C5000・LM-C4000

2

資源循環

乾式オフィス製紙機「新型PaperLab(プロトタイプ)」を開発



「PaperLab」は、水を使わずに^{*}繊維素材を価値あるカタチに変え、用途に合わせた繊維化や、結合・成形を行い素材の高機能化を実現するエプソン独自の技術「ドライファイバーテクノロジー」を搭載。この新型機は、2024年秋の商品化を目指しています。



^{*} 機器内の湿度を保つために少量の水を使用

4

環境技術開発

不要な金属を再資源化する新工場の建設を開始



今後、地下資源減少や金属原料の価格高騰などによるバージン原料の入手が困難となるリスクが考えられます。エプソンアトミックスは、金属の資源循環を実現する金属粉末製造を確立していくために、新たに工場を建設。2025年6月の稼働を目指します。



エプソンアトミックス 新工場完成イメージ

インクジェットプリンター用ヘッド製造の新棟が竣工

エプソンは、独創のインクジェット技術「マイクロピエゾ技術」を活用し、幅広い分野のお客様に商品・サービスを提供しています。

オフィス・家庭向け大容量インクタンク搭載インクジェットプリンターは、今後も全世界で需要増加が継続する見通しです。また、商業・産業向けでは、アナログ印刷からデジタル印刷へのシフトに伴い、デジタル捺染など紙以外の分野での需要が高まっています。

このたび竣工した秋田エプソン新棟は、広丘事業所（長野県塩尻市）における「マイクロTFP プリントチップ」前工程の増産投資に対応するべく、インクジェット

プリンターの基幹部品となるプリントヘッドの製造・組立の増産を図ります。なお、将来的に秋田エプソンの生産能力は3倍に拡大する見込みです。



秋田エプソン 新棟



エプソン独創のインクジェット技術「マイクロピエゾ技術」とは？



詳細はこちら

エプソン製インクジェットプリンターは、電圧を加えることで変形するピエゾ素子の機械的な動きによってインクを吐出させるピエゾ方式を採用しています。ピエゾ方式によるプリントヘッドは、インク吐出に熱を使わないため性能の劣化が少なく、耐久性に優れ、加熱により性質が変化してしまうようなインクにも対応できます。

エプソンは、マイクロピエゾ技術を発展させ PrecisionCore（プレジジョンコア）テクノロジーを生み出しました。これにより、インクジェットプリンティング技術は単なる印刷を超えた新たなレベルへ引き上げられました。使用するインクの選択肢が広がることで、エレクトロニクス分野での活用が考えられるほか、バイオや食品分野など、新たな発想や技術をもつ外部パートナーと共創することで、可能性はどこまでも広がっていきます。

ESG TOPICS



「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー® 2023」の「Winner Company(入賞)」を受賞



本表彰は、政府による成長戦略のひとつとして、日本企業の稼ぐ力を推し進めるため、コーポレートガバナンスを用いて中長期的に健全な成長を遂げている企業を後押しする目的で、2015年度より実施されています。

エプソンの選定理由では、「執行役員や執行役員候補者による経営会議で討議された中長期戦略などは社外取締役が閲覧可能で、組織的にサクセッション対象者が社外取締役の目に触れる運営がなされている。」などが挙げられました。

エプソンは今回の受賞を励みとし、成長の基盤となるコーポレートガバナンス体制づくりをより一層強化していきます。

MSCI ESG 格付けにおいて最高評価「AAA」を獲得

エプソンは、2024年 MSCI ESG 格付けにおいて初めて最高評価の「AAA」を獲得しました。

MSCI ESG 格付けは、米国の MSCI が提供する世界的な ESG 投資指標で、環境・社会・ガバナンスのリスクを各企業がどの程度管理できているかを調査・分析し、AAA から CCC までの 7 段階で評価したものです。

エプソンは、サプライチェーンにおける CSR の取り組みを国際的に認められた高い水準で推進しているほか、2023年には、ガバナンスや人的資本の強化に向けた取り組みを進めた結果、初めての「AAA」獲得につながったと考えています。

『「省・小・精」から生み出す価値で、人と地球を豊かに彩る』をエプソングループのパーパスとして社会における存在意義と定め、今後も社会課題解決と企業成長を両立させるサステナビリティ経営に向け取り組みを進化させていきます。

MSCI
ESG RATINGS



CCC	B	BB	BBB	A	AA	AAA
-----	---	----	-----	---	----	-----

2024年 MSCI ESG Research 発行

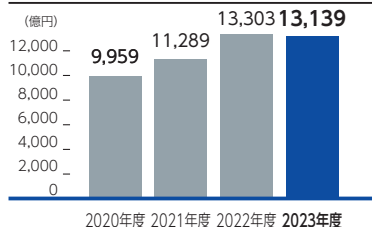
商号	セイコーエプソン株式会社 (SEIKO EPSON CORPORATION)
創立	1942年5月18日
本社	〒392-8502 長野県諏訪市大和三丁目3番5号 TEL: 0266-52-3131 (代表)
本店	〒160-8801 東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー TEL: 03-5368-0700 (代表)
資本金	532億4百万円
従業員数	連結: 74,464名 単体: 13,083名 所在地別 連結従業員数 割合 アジア・ オセアニア 64.9% 日本 27.1% 米州 4.7% 欧州 3.3%
グループ会社	82社 (当社含む国内20社、海外62社)

決算期	3月31日
定時株主総会	6月
期末配当金支払株主確定日	3月31日
中間配当金支払株主確定日	9月30日
株主名簿管理人	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
未払配当金の支払い、支払 明細発行のお問い合わせ先・ 郵便物送付先 ^{※1}	(お問い合わせ先) 東京都府中市日鋼町1番地1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-232-711 (通話料無料) (郵便物送付先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
特別口座管理機関	〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
特別口座に記録された株式に 関する各種お手続きのお問い 合わせ先・郵便物送付先 ^{※2}	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-288-324 (通話料無料)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告による公告を することができない場合は、日本経済新聞に 掲載して行う。
公告掲載アドレス	https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/6/7/6724/index.html

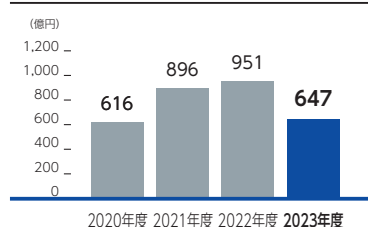
※1 住所氏名変更・配当金振込先指定(変更)等の事務手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせのうえ、所定の変更届等を提出してください。

※2 特別口座にて管理されている単元未満株式(100株未満)の買取りの際には、買取請求書を上記「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にご請求のうえ、同行にて所定の手続きを行ってください。

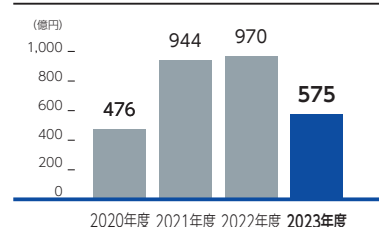
売上収益



事業利益



営業利益



第82回定時株主総会 会場のご案内

会場

ホテル紅や 本館 2階「ルビーホール」

長野県諏訪市湖岸通り2-7-21

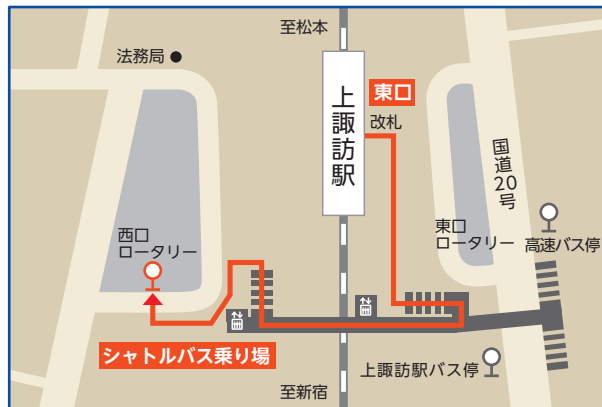
電話：0266-57-1111

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください。

交通のご案内

JR上諏訪駅より徒歩15分、シャトルバス5分

- JR上諏訪駅西口ロータリーから総会会場まで、シャトルバスをご用意しております。
- 会場駐車場は台数に限りがございますので、ご了承ください。



セイコーエプソン 株式会社

ホームページアドレス <https://corporate.epson/ja/>



UD FONT

この招集ご通知は、FSC®認証紙と、環境にやさしい 植物油インキを使用して印刷しています。

見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。